

巻頭言：中国資本市場の発展と今後への期待

グローバルな視点にたつ日中ビジネス情報誌  
**J+C ECONOMIC JOURNAL**

令和4年10月25日発行/毎月1回25日発行  
11月号 (No.346)

NOVEMBER  
2022  
No.346

11

**日中経協ジャーナル** <https://www.jc-web.or.jp>



SPECIAL REPORT

# 中国 雇用と賃金を 取り巻く最新事情

**TOPICS**：バイデン政権でも変わらない米中対立の構造的要因

時々刻々：気候変動対策協力から見る中国の対アフリカ戦略

中国ビジネス Q&A：中国新会計準則第22号「金融商品の認識及び測定」と  
第23号「金融資産の移転」



表紙写真：中国・清華大学、北京大学と双璧を成す、この中国の最難関大学から今年も沢山の卒業生が巣立って行った。しかし就職戦線の厳しさは名門校の学生たちでさえも例外ではない。過去最大となる1100万人近くの若者の行く末は、政府が取り組むべき喫緊の課題となっている。

(写真：日中経済協会北京事務所)

## 1 巻頭言

### 中国資本市場の発展と今後への期待

■永井 浩二 一般財団法人日中経済協会 副会長、野村ホールディングス株式会社 取締役会長

## SPECIAL REPORT

# 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

## 2 中国 労働市場と雇用対策の最新状況

■箱崎 大 独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター 主任調査研究員

## 6 中国所得格差：実態、原因と対策

■馬 欣欣 法政大学 経済学部 教授

## 10 中国における賃金関連制度・賃金水準と近年の日系企業動向

■能瀬 徹 上海華鐘投資コンサルティング有限公司 董事・総経理

## 14 実体験から考える中国コロナ禍の大卒生就職事情とその展望

■加藤 嘉一 楽天証券経済研究所 客員研究員

## 18 在中国日系企業の報酬の現状、課題、施策

■畑 伴子 可馳企業管理諮詢(上海) 有限公司 総経理

## 22 TOPICS

### バイデン政権でも変わらない米中対立の構造的要因

■佐橋 亮 東京大学 東洋文化研究所 准教授

## 25 時々刻々

### 気候変動対策協力から見る中国の対アフリカ戦略

■宮奥 俊介 一般財団法人日中経済協会 調査部 主任

## 30 中国ビジネス Q&A

### 中国新会計準則第22号「金融商品の認識及び測定」と第23号「金融資産の移転」

■築田 武尋 デロイト中国上海事務所 日系企業サービスグループ シニアマネジャー

## 32 情報クリップ

李克強総理と日本経済界とのハイレベルオンライン対話を実施  
「日中省エネルギー・環境技術データバンク マッチング交流会  
【緑色発展連盟編】」を開催 ほか

# 中国資本市場の発展と 今後への期待



一般財団法人日中経済協会  
副会長  
野村ホールディングス株式会社  
取締役会長

永井 浩二

今

年9月に日中関係は国交正常化50周年という大きな節目を迎え、これからの50年に向けて、中国との二国間関係がさらに深化していくものと期待しております。また、野村グループとしても、中国進出から40周年を迎えた節目の年であり、今後とも中国資本市場の発展に寄与してまいりたいと考えております。

野村グループによる中国市場進出の歴史は、1982年に駐在事務所を北京に設立したことに遡ります。その後、北京におけるオフィス事業や上海におけるホテル事業への投資をはじめ、野村財団を通じた国务院発展研究センターとの定期的な研究会議の開催や公益事業支援を実行する等、様々な形で中国市場に携わってまいりました。一方、本業である証券業においては、厳しい規制環境により、数年前までは本格的な進出を果たすことは叶いませんでした。

野村グループを代表して2010年代半ばに中国を訪れた際、その経済規模や成長スピードを肌で感じ、今後の発展を確信しました。爾来、中国ビジネスをグループの成長戦略の一つに位置付け、積極的な事業展開の機会を探ってまいりました。こうした中で、中国が金融対外開

放を推進し、18年に外資系企業による過半数出資の合弁証券会社の設立を認める方針が示された際には、いち早く設立準備を行い、19年12月には野村グループが過半数出資の合弁証券会社「野村東方国際証券有限公司」を開業しました。これにより、野村グループは「中国市場で証券ビジネスを行う」という長年の悲願を達成しました。

昨今、不安定な国際情勢を背景に、世界経済の不透明感が増しています。他方、金融分野においては、中国が継続的に対外開放を推進する姿が見られ、世界的な金融機関も相次いで中国オンシヨア市場へ参入する等、中国の金融市場の発展に大きな期待が寄せられています。こうした中で、野村グループとしても、ウェルスマネジメントビジネス（富裕層対象の総合的な資産管理サービス）を戦略の中心に据えて、事業展開を図っております。中国のオンシヨア証券会社である野村東方国際証券の基盤を一層拡大させていくことで、中国資本市場の今後の発展に貢献し、日中関係のさらなる深化の一助となれますよう、努力してまいります。

# 中国 労働市場と雇用対策の最新状況

箱崎大 HAKOZAKI Dai 独立行政法人日本貿易振興機構 アジア経済研究所 新領域研究センター 主任調査研究員

今春、新型コロナウイルス感染の再拡大に政府はゼロコロナ政策で臨んだ。党大会が半年後に迫る中、失業率は過去最悪レベルに達した。全体の失業率は夏場には落ち着いていたが、若年層については大卒者の就職が厳しく独歩高の状況が続く。大手IT企業は貿易戦争以来苦境が続く、経済の牽引役としてプラットフォーム企業の重要性が増す中、党中央と国務院はプラットフォーム経済の「健全な発展の支援」を表明した。若年層の雇用情勢に転機は訪れるのか、支援の具体的措置が待たれる。

**中国経済、牽引役の大手IT企業が貿易戦争で窮地にさ  
らにコロナ禍の追い打ち**

習近平政権2期目の5年間で、中国経済をめぐる内外情勢には大きな変化が続いた。国内情勢の変化はコロナ禍であり、国際情勢のそれは米国の対立の激化であった。

2018年3月、トランプ政権下の米国は安全保障を損なう恐れがあるとの理由から、通商拡大法232条に基づき中国から輸入される鉄鋼とアルミ製品にそれぞれ25%、10%の制裁関税賦課を実施した。貿易戦争の始まりである。中国は果物やワインなど128品目に対する15%の25%追加関税賦課で応じた。その後、米国の追加関税賦課に中国が応じる展開が19年にかけて3度繰り返された。ファーウェイをはじめとする中国の大手IT企業は、米国企業からの部品調達を禁じられ窮地に陥った。世界各地の市場からも締め出され、今も苦境が続く。

20年、新型コロナウイルス感染症の猛威に武漢をはじめ各地で都市封鎖が行われた。経済活動は麻痺し、1~3月期のGDPは前期比10.3%減となった。しかしその後、他

国に真似のできない厳格な行動制限とワクチン開発によって流行を抑え、21年は前期比プラス成長を維持した。22年に入ると、2月にロシアがウクライナに侵攻した。

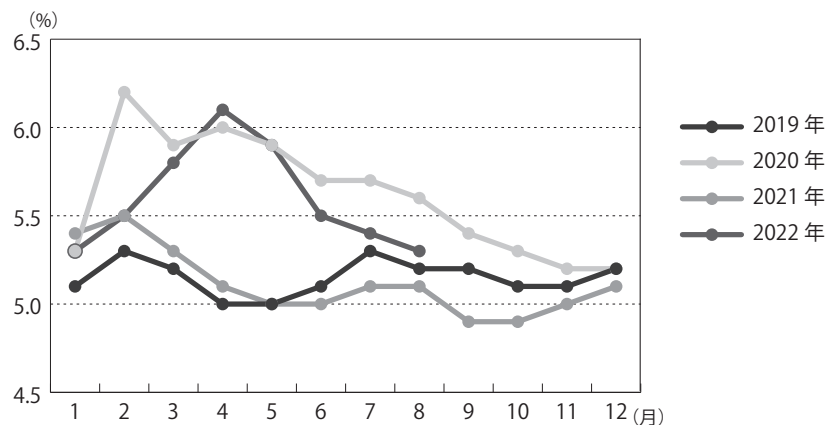
その後、原油、ガス、小麦など商品市況が上昇し、インフレが世界に広がった。3月には、新型コロナウイルスの変異で感染の広がった上海市が都市封鎖を余儀なくされた。封鎖は蘇州市、北京市、鄭州市などにも広がり、4月の中国の都市部調査失業率は20年2月(6.2%)以来の高さ(6.1%)となった。GDPも4~6月期、前期比2.6%の減少に転じた。都市封鎖は上海では解除されたが他の都市に広がっており、景気の先行きは予断を許さない(図1)。

## 4月以降急低下した調査失業率

22年、中国の失業率は4月にかけて上昇し20年の最悪期に迫ったが、その後急速に低下した。急低下は22年の特徴である。

20年初め、コロナは多くの死者を出した。当時は職探しどころではなかった。農民工の多くが農村に戻った。経済は深手を負い、「復工復産」(職

図1 調査失業率の推移



(出所) CEIC をもとに筆者作成

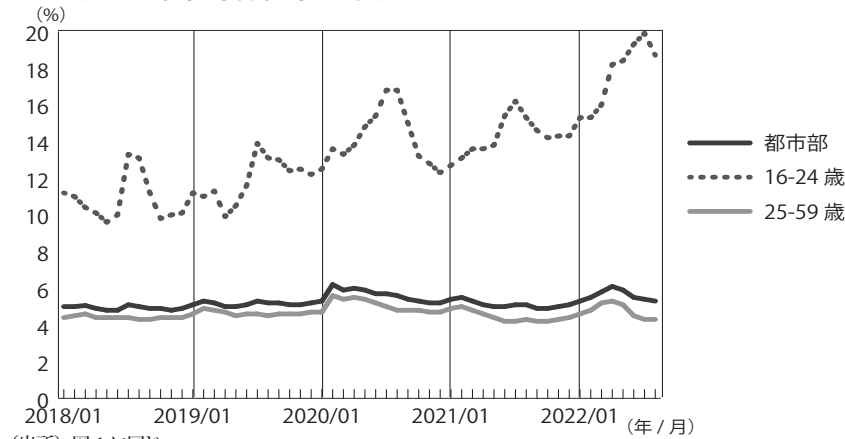
場復帰・生産再開」が急務となった。国務院サイトの「復工復産服務專題」の関連施策は20年、47件を数えた。

失業率とは求職活動をしている無職の人の多寡を示す指標なので、求職しなければ統計上は失業者にならない。逆に求職活動が再開されていくことにより、失業率が下がることも考えられる。20年はそのような状況だったのではないか。

他方、22年の「復工復産」関連施

## 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

図2 調査失業率（年齢別）の推移



(出所) 図1に同じ

ここで、この年齢層の大学卒業生の数をみると、1619万人から2309万人に増えている<sup>注3</sup>。報道官は会見で「若者は安定した仕事への志向を強め…」と述べたが、「大卒者は…」なのだろう。大卒者は学位取得にかけた労力が大きかった分

中国国家统计局の付凌暉報道官は8月の定例記者会見で、「若者は安定した仕事への志向を強め、就職の期待と実際の仕事にギャップがある」<sup>注1</sup>と述べているが、人口センサスで調査失業率の区分に近い15〜24歳<sup>注2</sup>人口の推移をみると、10年から20年にかけて、2億2730万人から1億4763万人に減っている。若年層は売り手市場と言え、失業率は下がってもおかしくない。なお、総人口に占める割合が低下している<sup>注2</sup>ので、若年層の失業率の変動は全体に響かない。

## 若年層の失業率の趨勢的上昇

若年層の失業率上昇について、コロナ禍の影響を否定はしない。しかし、16〜24歳の失業率はその前から高い。他の年齢層や外来戸籍人口の失業率が落ち着く中、若年層のみ高い(図2)。

就職先について妥協が難しく、その親世代には卒業後の未就業(おそろく一人っ子)を数年支えるだけの経済力があるようだ。雇用のミスマッチが生じている。

若年層の失業率は例年7月に上がるもので、4月から上がっている22年は異例だが、この点についても付報道官の発言が参考になる。報道官は8月の会見で、「今年は大卒者の総数が比較的多く、卒業生の就職活動への参加が例年より早い」とコメントしている。22年は大卒者の就職活動の開始が例年より早く、それが若年層の失業率を左右した。4月以降の急上昇が示すのは、コロナ禍に加え、総数が増えてしまったことによる、大卒者の就職戦線の未曾有の厳しさである。

## 都市部の就業者の変動と乖離する都市部新規就業

中国の就業者数は15年以降減少が続いている。しかも年を追うごとに減少が加速している。趨勢的なものなので、これは景気の良し悪しというより供給側の要因、生産年齢人口減少を主因と考えるのが妥当だろう。中国の場合、60歳までに定年を迎えるので<sup>注4</sup>、生産年齢人口を15〜59歳とすると、ピーク時11年

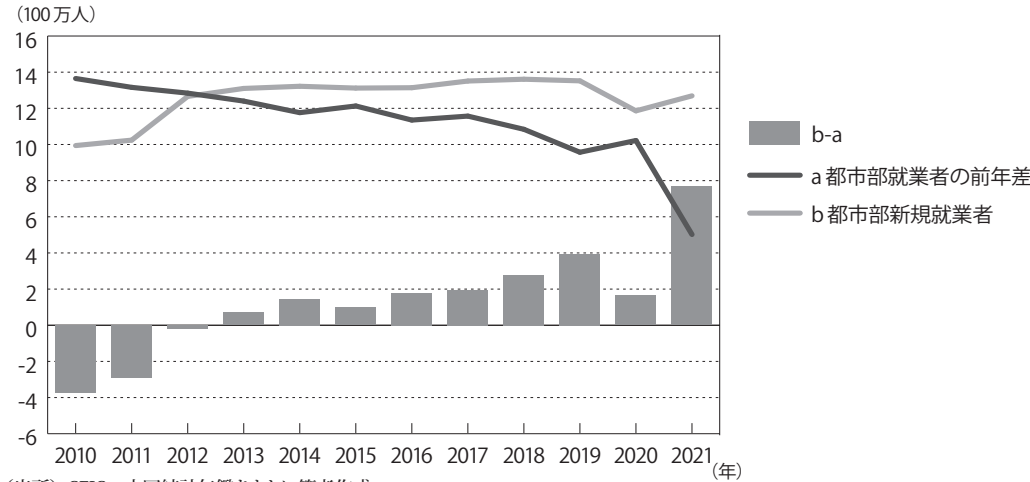
の9億4072万人に対し21年は8億9846万人で、4226万人の減少となっている。それに比べれば就業者の減少は1544万人と少ない。生産年齢人口に対する就業者の割合は、11年の81・0%から21年は83・1%に高まっている。

就業者は農村部では減少しているが、都市部に限ればまだ増加している。業種別にみると、第一次産業は大幅減が続く。第二次産業は10年代半ばから減少が続いていたが20年に増加に転じた。第三次産業は増加が続いているものの勢いは鈍っており、21年は62万人増にとどまった。第三次産業は11年以来、就業人口最大の産業ではあるが、対面型ビジネスが多く、コロナ禍でここ数年は雇用をあまり増やせず、第二次産業に人が流れたようにみえる。

雇用関連の重要指標に都市部新規就業がある。データを見ると20、21年を除けば堅調に推移している。概念的には、都市部新規就業とは都市部就業者の前年差のわずだが、両者は乖離が拡大している。何故だろうか。

就業人員は、「16歳以上で、報酬または営業利益を得るために調査の週に1時間以上の労働に従事した

図3 都市部新規就業と都市部就業者の前年差



(出所) CEIC、中国統計年鑑をもとに筆者作成

ならばなぜ、都市部新規就業と都市部就業者の前年差は、乖離が拡大傾向にあるのか。気になるのはフレキシブルワーカーの「自然減」である。「自然減」の離職者は「当該期間に国の政策規定に基づき正式な手続きを行った」離職者となっているが、

「注5」等を指す。職が調査の週にだけない場合でも就業者にはならない。就業者の前年差の趨勢的な鈍化は、定年退職者の増加が大きな理由として指摘できる。

都市部新規就業は、「都市部新規就業」都市部累計新規就業「自然

減」で表される。「都市部累計新規就業」は、当該期間における都市部の各種の単位（国有企業、都市集団企業ほか）、私営個人経済組織、社会公益職の累計新規就業の人数と、各種のフレキシブルな就業形態の新規就業の人数の総和で、初めて就業する各種の人員も一時帰休者と失業者の再就職も含むが、転職者は含まない。注6。「自然減」は、「当該期間に国の政策規定に基づき正式な手続きを行った離職者と死傷による減員数を指し、これには都市の各種の単位、民間の個々の経済団体、社会公益職、フレキシブルワーカー中の離職者および在職人員の死傷による減少人数を含む」とされる。つまり離職者は「自然減」として差し引かれており、「都市部新規就業」は累計値というわけではない（図3）。

### コロナ禍以降の雇用関連施策の変遷

コロナ禍以降の雇用関連施策を振り返ってみよう。

コロナウイルス感染症流行初期の20年3月に公布された國務院弁公庁「新型コロナウイルス肺炎流行の影響に応じ雇用安定化措置を強化することに関する指導意見」注7では、①雇用優先政策のより良い実施、②農民工の安全で秩序ある雇用移転を導く、③大学・高専卒業生の雇用ルーートの拡大、④困窮者の社会保障の強化、⑤職業訓練と就業関連サービスの整備、⑥雇用活動の責任の集中の6項目を柱とする方針が打ち出された。この時期、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う社会的混乱と解雇

の急速な広がり、対策は急を要し、最も被害が大きいと考えられる農民工、大学・高専卒業生、困窮者の救済に焦点が当てられた。

大学生の卒業シーズンでもある7月には、「大衆の創業、万人のイノベーション」新モデル基地の役割を引き上げ、もう一段改革を促進し雇用を安定させ動力を強化することに関する実施意見注8と「マルチチャネルのフレキシブル就業の支援に関する意見」注9が公布された。前者は、起業とイノベーションによる新規雇用の創出という従来方針をリマインドしたものの、後者は非正規の雇用拡大を促すもので、失業率の高止まりに対する当時の政府のなりふり構わぬ姿勢が表れている。その甲斐あってか、9月以降、失業率は5・5%を下回るようになった。翌21年は5・5%以下で推移し、16〜24歳についても大学生の卒業シーズンである7月は16・2%と、過去最悪の20年（16・8%）は下回った。

しかし21年は例年と違い、16〜24歳の失業率が年末にかけて下げ渡り、22年4月には過去最悪更新となる18・2%に上昇した。政府は5月、「大学・高専卒業生等の青年の就職と起業活動のもう一段の改善に関する通

知<sup>注10</sup>を公布した。その冒頭の「1. マルチチャネルの就業ポスト開発」には、大卒者の就職希望の多さを反映してか、細目の筆頭に「企業の雇用規模の拡大」が挙げられた。これに続くのは「基層の就業余地の拡大」で、社会保険、医療衛生、介護サービス、ソーシャルワーク、司法補助員などの社員の常勤職に空席ができた場合、大卒者を優先的に採用することが記された。以下、「起業とフレキシブルな就業への支援」、「公的部門の採用規模の安定」となっている。

その後失業率は、若年層のみ上昇を続けた。大卒者は狭き門である優良企業への求職を続けたとみられる。政府の施策は、7月には一転し、「重要事業プロジェクトにおける『以工代賑（仕事を与えること）で救済に代える』」を実施し地元民の就業と増収を促す活動計画に関する通知<sup>注11</sup>が公布された。ターゲットは大卒者から農民工や貧困層に変わった。戸籍別の失業率をみると4月は、外来戸籍人口、外来農業戸籍人口の上昇が本拠地戸籍人口に比べ激しく、7月の「通知」はそれらへの対処になっている。しかし「通知」が打ち出された時点で、それらの失業率は既に低下していた。

## プラットフォーム経済、健全な発展の支援へ

22年春、党大会まで半年余りとなる中、政府はコロナ感染の再拡大にゼロコロナ政策で臨んだ。都市封鎖が実施され、全体の失業率は20年の最悪期に迫り、若年層の失業率は過去最悪を更新することとなったが、そうした極度の悪化により、「雇用対策をめぐる状況に若干の変化が生じつつあるように見える」。

4月29日の党中央政治局会議では、「プラットフォーム経済の健全な発展を促進し、プラットフォーム経済の特別整頓・改善を完成し、常態化した監督管理を実施し、プラットフォーム経済の規範的で健全な発展を支援する具体的措置を打ち出さなければならぬ」との考えが示された。2日前の國務院常務会議の指針は、「プラットフォーム経済の健全な発展を促進し、より多くの雇用を促進する」との表現にとどまっていたが、5月5日の常務会議では「プラットフォーム経済の健全な発展を支援するための具体的な措置をできるだけ早く導入する必要がある」と二歩踏み込んだ。中国経済の牽引役をみると、巨大IT企業が貿易競争で行く手を阻ま

れ、プラットフォーム企業の重要性は増している。プラットフォーム企業はギグエコノミーの牽引役であり、プラットフォーム経済の発展には若年層の雇用創出を期待させる。若年層の失業率は買い手市場の大卒者の動向に大きく左右され、季節要因以外の低下は今のところ想像し難いが、國務院が支援するというプラットフォーム経済の「健全な発展の支援」は、大卒者がおかれている買い手市場の状況を変える力を持つことになるのか、「具体的措置」が待たれる。



別に異なる定年退職年齢が設定され、さらに女性はその身分によって、満55歳と満50歳に分かれる」状況となっている。

注5…中国国家统计局「16」主要統計指標解釈」より。この後に「または調査の週に、実習、休暇等による休職、休業、不景気等により一時的に勤務しない者」と続く。

注6…労働和社会保障部、中国国家统计局、国家工商行政管理总局關於印发「城镇就業人員變動數據測算暫行辦法的通知」勞社部發〔2004〕

注7…國務院辦公室「關於應對新冠肺炎疫情影響強化穩就業舉措的實施意見」國弁發〔2020〕6号

注8…國務院辦公室「關於提昇大眾創業萬眾創新示範基地帶動作用進一步促改革穩就業強動能的實施意見」國弁發〔2020〕26号

注9…國務院辦公室「關於支持多渠道靈活就業的意見」國弁發〔2020〕27号

注10…國務院辦公室「關於進一步作好高校畢業生等青年就業創業工作的通知」國弁發〔2022〕13号

注11…國務院辦公室「關於支持多渠代代賑促進當地群眾就業增收工作方案的通知」國弁發〔2022〕58号

注1…中国国家统计局「国家统计局新聞發言人就2022年7月分國民經濟運行情況答記者問」

注2…人口センサスの人口区分は15〜19歳、20〜24歳で、調査失業率の区分とは合わない。

注3…それぞれの調査年までの3年間の普通本科卒業生数を計算した。普通本科は日本の学士に相当し通常は22歳で卒業となる。15〜24歳の年齢層は22〜24歳の卒業生を含むと考えた。

注4…詳しくは、JETRO「中国における定年退職年齢の確定方法（2021年2月）」によれば、「中国では2021年2月時点において、男性…満60歳、女性幹部…55歳、女性工人…50歳と男女

# 中国所得格差：実態、原因と対策

馬欣欣 MA Xinxin 法政大学 経済学部 教授

中国政府が市場化の経済改革を推進した結果、経済は急成長してきたが、国内では所得格差が拡大している。中国政府機関の公表データおよびマイクロ調査データに基づき、中国での所得格差および中間所得層の実態を把握し、所得格差が生じた合理的、そして不合理的原因を探りつつ、中国政府の最新対策を評価する。

## 中国所得格差の実態

1978年以降、中国政府が市場化の経済改革を推進した結果、中国経済は急成長し、80年から2010年にかけての年間平均GDP成長率は2桁台の高成長を遂げてきた。10年以降、経済成長のスピードは低下したものの、現在中国は世界全体の貿易額全体に占める各国の割合において輸出第1位、輸入第2位の規模となっており、またGDP総額においても世界第2位の経済大国として、世界経済に大きな影響を与えている。一方で、急速な経済成長に伴って、国内では所得格差が拡大している。一国の所得格差が拡大することは、社会が不安定化することを意味する。また、Sen教授の「人間の自由と経済開発の理論 (Sen 1999)」によれば、格差問題は不公平社会をもたらす、人間の自由や経済発展にマイナスの影響を与えている。

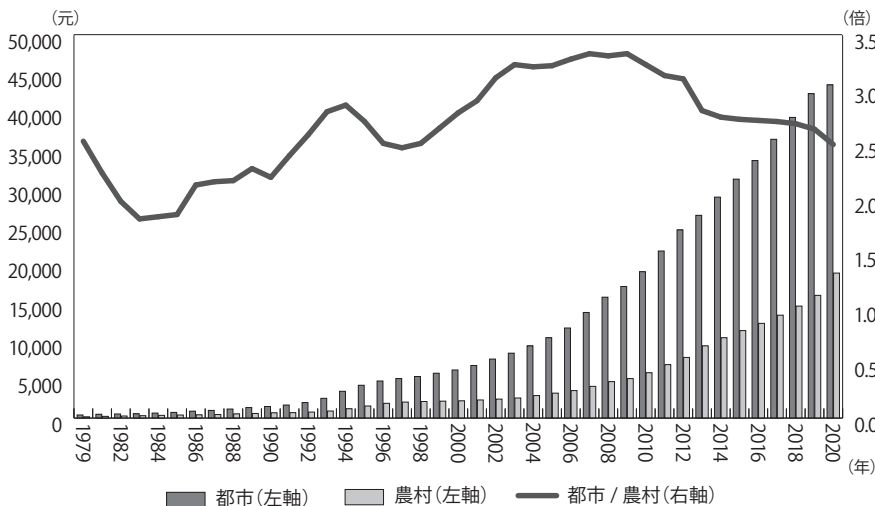
中国の所得格差はどの程度のものとなっているのか。世界銀行のデータによると、中国におけるジニ係数は80年初期の0・20から93年の0・42、2001年の0・45までに上昇した。03年以降は中国国家統計局がジニ係数を公表しているが、政府公表データ

によると、中国ジニ係数は03年の0・479から08年の0・491までに上昇し、その後、09年の0・490から20年の0・468まで小幅に低下した。しかし、ジニ係数の警戒ラインは0・4である。ジニ係数が0・4を超えると社会騒乱が起き、社会を不安定化させる可能性が高くなる恐れがある。中国では90年以降の約30年間、所得格差は警戒ラインを超えている。こうした状況を受け00年以降、中国政府は格差問題を重視し、農村振興や社会保障政策などを含めて格差是正の対策を実施してきたが、現在も所得格差は依然として大きなままである。

中国の所得格差は、都市内部格差、農村内部格差および都市と農村間の格差の3つによつて分類できるが、中でも、都市と農村間の所得格差が最も大きくなっている。つまり、都市と農村間の所得格差は、中国所得格差の主

な要因の1つである。所得格差を都市部と農村部の1人あたり所得の比率で表すと、都市と農村間の所得格差は79年の2・53倍から85年の1・86倍までに低下したが、86年に2・13倍に再び上昇して以降09年の3・33倍をピークとして、その後20年まで低下傾向が継続し、経済改革初期の格差状態（78年の2・53倍）に戻る

図1 中国の都市部と農村における1人あたり年間所得および所得格差



(出所)「中国統計年鑑」(各年度版)のデータをもとに筆者作成



## 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

という推移がみられた。最新の20年時点でも都市と農村間の所得格差は2・50倍となっており、依然として高い数値となっている(図1)。

## 中国中間所得層の実態

体制移行期に、中国の所得格差は拡大したが、1人あたりGDPが上昇するとともに、世帯所得が上昇し、裕福な生活ができる者も増加した。近年、こうした中間所得層の拡大は中国経済を議論する際のホットトピックとなっている。18年、中国社会科学院の『2018年社会青書』では、17年の中国では4億5000万人が中間所得層に属し、中間所得層と高所得層を合わせると、約6億人の規模になっていると発表された。一方、万・孟(2019)は、

収入ゼロから月収1090元(約1万7060円)までの人口(貧困者)が5億9992万人存在し、これは中国の人口全体の42・85%を占めるとも指摘している。国内の学者や研究機関の公表資料では、中国における中間所得層の定義は統一されていないが、海外の研究による以下の2種類の基準がよく用いられている。一つは世界銀行基準である。所得は平均1日10〜100ドル(約年

間所得2万3652〜23万6500元)であれば、中間所得層と定義される。もう一つは、Euromonitor International資料による基準で、こちらは年間所得5000〜3万5000ドル(約年間所得3万2400〜22万6800元)の層が中間所得層と定義されている。両者の差は小さいため、以下では、世界銀行基準に基づいて中国中間所得層の実態を確認する。

中国国家統計局の最新公表データ(中国国家統計局2021)によると、20年、中上所得層(所得第4分位)、高所得層(所得第5分位)の平均年間所得(それぞれ4万4949元、8万5836元)は、世界銀行の中間層基準値の下限(年間所得3650ドル)を上回った。20年の中国では中間所得層の割合は4割程度であったことがうかがえる。また、国家統計局(2021)によると、20年の中国農村部1人あたり可処分所得は1万8931元であり、世界銀行の中間層基準値の下限を大幅に下回った。したがって、中国中間所得層の大多数は都市戸籍住民であることが推測される。

次に、筆者が中国国家計所得調査の最新調査データ(CHIPS 2018)の

ミクロデータを用い、中間所得層Ⅰ(1人あたり世帯所得が2万3652〜3万2400元未満(3650〜5000ドル)グループ)および中間所得層Ⅱ(1人あたり世帯所得が3万2400〜23万6500元(5000〜3万6500ドル)未満グループ)に分けて中国都市部の中間所得層の割合を計算した。結果として全体の中間所得層の割合は66・5%(中間所得層Ⅰ19・7%、中間所得層Ⅱ46・8%)となっている。都市部人口は全国人口に占める割合は約50%であるため、世界銀行の基準値によると、中国で中間所得層の割合は約3〜4割程度と推測される。

## 中国所得格差の形成要因

中国所得格差の形成要因については、合理的な理由と不合理な理由の2つに分けて考える必要がある。以下では、都市と農村間の所得格差、国有と非国有部門間の賃金格差を取り上げ、不合理な理由による格差を指摘しておきたい。

まず、都市と農村間の所得格差に関して、合理的な理由としては、ルイス教授が提唱した「二重経済構造モデル(Lewis1954)」で説明されているように、経済発展初期には、

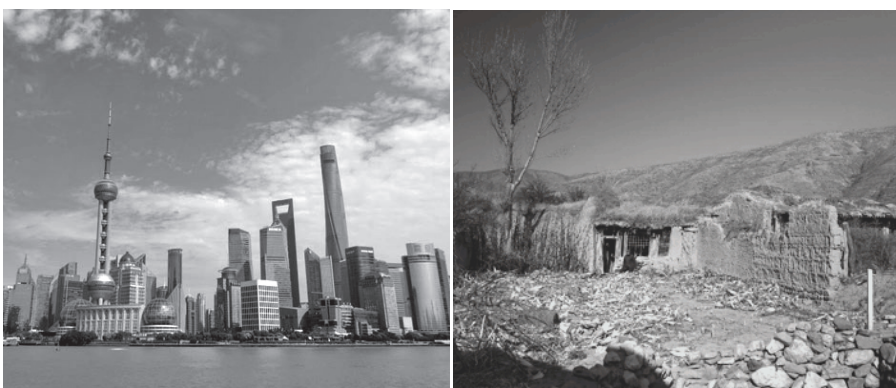
農村で過剰労働力が存在し、「伝統部門」(農業)と「近代部門」(工業)による生産性の格差と、都市と農村間の所得格差も存在するため、農村から都市への労働移動が生じ、都市工業は過剰労働力がなくなるまで一定水準の低賃金(農村の最低生活水準に近いもの)で出稼ぎ労働者を雇用し、工業生産が拡大する。ルイス転換点(農村部の過剰労働力が消失する時点)を超えると、都市と農村の所得格差や高技能と低技能労働者の賃金格差は縮小する傾向にある。また経済成長と所得格差との関係に関しては、クズネツ教授が提唱したクズネツ仮説によっても指摘されている(Kuznets 1955)。しかし、中国では、

農村過剰労働力は減少しているが、都市と農村間の所得格差が依然として大きい(Ma and Minami 2022)。その理由としては、戸籍制度を起因とする不合理な制度要因がある。具体的には建国直後に、中国政府は旧ソ連の経験を模倣し、「重工業優先発展政策」を実施し、農業生産余剰を搾取して工業生産に投入する「統一収入、統一支出」(統收統支)の財政体制を作り上げた。そして同時に1958年に都市と農村を分断する戸籍制度を実施したが、この戸籍制

度によって、農村から都市への自由な移動は禁止されることとなった。80年代以降、戸籍制度の規制緩和によって、出稼ぎ労働者が増加してきたが、現在までに都市労働市場において戸籍制度によって教育、住宅、社会保障、労働雇用などの面で、都市戸籍と農村戸籍労働者間の格差は依然として大きく、中国労働市場は戸籍制度によって分断されている (Ma 2018)。

と、企業資産総額の平均値は国有企業が22億6800万元であり、民間企業(1400万元)より遥かに高い。国有企業は大型企業であり、資金調達は政府に優遇され、さらに政府は産業推進プロジェクトの助成金を提供している。中国市場は、国有部門(国有企業あるいは政府独占産業)と非国有部門(民間企業あるいは競争産業)によって分断されている。その結果

次に、中国経済市場が、欧米や日本などの先進国と異なる特徴を持っているという点だ。たとえば、市場化の改革が促進されている一方で、一党独裁の政治体制は維持されている(馬・岩崎 2019)。また、企業所有制改革が実施されているが、国家の安全保障や経済にとって重要な分野(国防軍事、エネルギー、金融、通信、交通・運輸、電力などの産業)では国有化が強化されている。たとえば、国有企業雇用者数は80年8019万人から95年に1億1261万人とピークを迎え、その後大幅に減少し、20年時点では5563万人となっている。一方、政府公表データ(国家統計局 2021)に基づいて計算する



都市と農村間の格差は依然として大きい (筆者提供)

国有部門と非国有部門の賃金格差が拡大している。

政府統計データ(国家統計局

1999、2021)によると、国有企業の改革初期(85年)、雇用者の平均年間賃金水準は、民営・外資企業(1436元)が国有企業(1213元)より高かったが、90年代後期以降、国有企業改革の進展とともに、国有企業の賃金水準が上昇し、05年以降、賃金格差は逆転し、雇用者平均賃金水準は、国有企業が民営・外資系企業より高くなっている。政府公表の最新データ(国家統計局 2021)によると、20年、雇用者の平均年間賃金水準は、国有企業(10万8122元)が民営・外資企業(9万2721元)より高かった。

こうした賃金格差が生じた原因に関しては、要因分析によると、学歴、経験年数などの人的資本要因の差異(合理的要因)が賃金格差の形成に影響を与えると同時に、賃金決定メカニズムの違い(不合理的な制度要因)の影響も大きいことが指摘されている(張・薛 2008、Ma and Li 2022)。市場独占や政府の政策に優遇される国有企業の雇用者が高い賃金を獲得し、不平等と感じた者が不満を持つことになり、社会に

不安定化をもたらす可能性が生じる。また、国有部門の独占によって、資源配分の効率性が低下し、持続的な経済成長が損なわれると考えられる。

### 格差是正対策と「共同富裕」

所得格差を是正するため、中国政府は様々な政策を実施した。たとえば、2003〜13年の胡錦濤政権は、「調和社会」を構築するとの公約を掲げ、所得格差を是正する政策を実施した。特に00年以降は、農村、農業、農民という「三農問題」が取り上げられてきた。農民の所得水準を高めるとともに、農民の負担を軽減するため、06年1月1日より、中国政府は二千六百年前の春秋時代の魯国で作られた農業税制度を廃止した。また、農業生産の補助金制度、戸籍制度の規制緩和による労働移動の促進、農村での義務教育の普及や農村戸籍住民を対象とする公的年金・公的医療保険制度を実施した。しかし、ジニ係数は03年の0・479から13年の0・473となり、所得格差は大幅に縮小したとはいえない。胡錦濤政権は自らが掲げた所得格差是正の公約を実現できないまま引退した。

12年11月の中国共産党第18回全国代表大会を経て誕生した習近平政権

## 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

は、13年3月に発足した。習近平国家主席は政権発足と同時に「貧困層を無くすこと」と「共同富裕」を国家経済発展の目標として掲げ、「貧困村」の移転や貧困者に対する生活補助などの政策を実施した。その結果、21年3月の全国人民代表大会で、習主席は「中国は農村部などでの貧困者をゼロにする『脱貧困』の目標を達成した」と宣言し、21年までに中国政府は貧困人口約1億人を全て貧困から脱却させ、国連の「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の貧困削減目標を10年前倒しで実現したとアピールした。しかし、毛沢東時代にも取り上げられた3つの格差のうち2つの格差（「工業と農業間の格差」、「都市と農村間の格差」）は依然として存在している。

21年8月17日に習主席は中国共産党中央財経委員会第10回会議で、「共同富裕」のスローガンを提唱し、「共同富裕は、社会主義の本質的要求であり、中国型現代化の重要な特徴である。国民全体の共同富裕の促進を、国民の幸福を向上させるキーポイントとする」と述べた。そして、共同富裕を実現するために、市場主導による「二次分配」、政府主導による「二次分配」、最後に民間による寄付や公

益事業などによる「三次分配」のそれぞれの役割を果たすべきと強調した。この「共同富裕」の目標を実現するため、政府はいくつかの政策打ち出した。所得格差是正に関連する6つの政策は次の通りである。①中所得層の規模拡大に力を入れること、②基本的公共サービスの均等化を促進すること、③高所得に対する管理を強化すること、④高所得層・企業による公益慈善事業を通じた社会還元を奨励すること、⑤不合理な所得を規範化し、所得分配の秩序を整え、不正収入を断固取り締まること、⑥農民・農村の共同富裕を促進することである。

財政・税制と社会保障制度改革を通じた「二次分配」の強化による所得格差の是正が期待されているが、既得権利益者が存在するため、固定資産税、遺産贈与税や所得税の改革が難航している。また、共産党幹部や国家官僚の賄賂、汚職などによる不正収入を取り締まることは困難であろう。

さらに、経済発展の過程において「経済成長」（効率性）と分配（公平性）は、トレードオフ関係にある。中国経済は、これまで公平性よりも効率性を重視し、経済の高成長を遂げた一方で所得格差が拡大した。今

後、効率性よりも公平性を重視することにより、所得格差が縮小する一方で経済成長は低下する可能性がある。また、新古典派経済理論によると、過度な再分配政策が、労働者の就労意欲および企業の投資・イノベーションを抑え、経済低迷と「共同貧困」に陥る可能性も存在する。

今後、中国政府は市場のメカニズムを最大限に生かしながら、公平かつ透明なルールの下で各階層の利害関係を調整し、効率性と公平性の間のバランスを取る政策を実施することが求められる。格差是正は中国政府にとって最大の試練となっている。



## 《参考文献》

- 国家统计局 (1999, 2021) 『中国統計年鑑』1999年版、2021年版、中国統計出版社。(中国語)
- 張車偉・薛欣欣 (2008) 「国有部門与非国有部門工資差異与人的資本貢獻」、『經濟研究』、第4期、15～25頁。(中国語)
- 馬欣欣・岩崎二郎 (2019) 「中國共產黨資格と賃金プレミアム—メタ分析—」、『アジア経済』、第51巻、2～37頁。
- 万海遠・孟凡強 (2019) 「月収10000元にも満たない6億人はどうしているのか」財新網。http://www.caixin.com.

com.

- Kuznets, S. (1955). "Economic Growth and Income Inequality", *American Economic Review*, 45(1), 1-28.
- Lewis, W.A. (1954). "Economic Development with Unlimited Supplies of Labor", *Manchester School of Economic and Social Studies*, 22(2), 139-191.
- Ma, X. (2018) "Economic Transition and Labor Market Reform in China", *Palgrave Macmillan*.
- Ma, X and Minami, R. (2022) "Dual Economy, Surplus Labor, and Rural-Urban Migration", in Ma, X. and Tang, C. (Eds.) *Growth Mechanism and Sustainable Development of Chinese Economy: Comparison with Japanese Experience*, Palgrave Macmillan.
- Ma, X. and Li, S. (2022) "Enterprise Ownership Reform and Wage Gaps between Public and Private Sectors", in Ma, X. and Tang, C. (Eds.) *Growth Mechanism and Sustainable Development of Chinese Economy: Comparison with Japanese Experience*, Palgrave Macmillan.
- Sen, A. (1999). *Development as free*, Oxford University Press.

# 中国における賃金関連制度・賃金水準と近年の日系企業動向

能瀬 徹 NOSE Toru 上海華鐘投資コンサルティング有限公司 董事・総経理

1978年の「改革・開放」開始以降の40年余で、中国の名目GDPは240倍に成長した。この経済成長に比例して、沿海部、内陸部を問わず中国での給与水準は一貫して上昇し続けて来ており、都市住民可処分所得は107倍、農村住民の現金所得は103倍になった。中国国家统计局公表のデータによると、中国における全国平均での2021年の可処分所得は、都市住民で4万7412元、農村住民で1万8931元となり、都市と農村の前年比伸び率ではそれぞれ8.1%、7.1%となっている。本稿では、現代中国での賃金水準を可視化すべく、会社が負担する総人件費額のシミュレーションを行い、そのベースとなる中国の賃金関連制度の解説と併せ、近年の日系企業の動向として、人件費高騰とも関連した撤退（会社清算）時の人員整理のポイント・注意点について解説する。

## 1. 人件費の構成

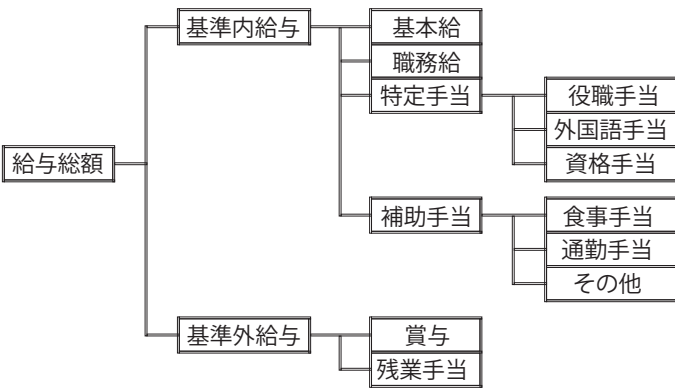
中国の会社における月々の人件費は、従業員に支給する月次給与（残業手当を含む）と企業が負担する従業員の社会保険・住宅積立金から構成され、これに賞与を加えた金額が年間での会社の総人件費ということになる。これを従業員の立場から見ると、月次給与総額から社会保険・住宅積立金の個人負担分および個人所得税を控除した残りの額が手取給与となる。

### (1) 給与体系

給与体系についての法律規定はなく、各社独自に社内規定で定めるが、一例としては図表1の通りである。

図表1の「基本給」とは、例えば、在職1年ごとに一定金額（あるいは一定比率）でベースアップを行う給与が想定される。「職務給」とは、各従業員の職務職能に応じて支給され、人事考課の結果によって増減額（増減比率）を決定する給与が想定される。また、特定手当のうち、「役職手当」については、課長・副課長、部長・副部长等の管理職に対し支給する定額手当のことを指す。外国語手当については、例えば、職務遂行において日本語が必要となる日系企業では、日本語会話能力は職務給中に反映済みとして、毎月の手当とい

図表1 給与体系例



(出所) 筆者作成

う形は採らず、これまで日本語のできなかった社員が日本語一級試験等に合格した場合に奨励金を一時金で支給する形を採るケースも多い。資格手当についても同様である。

(2) 最低賃金  
会社が支給する給与は各地方政府が定める最低賃金を下回ってはならない。最低賃金の改定は原則2年に1回行われることになっており、2022年9月時点での各地の最低賃金（月額）のうち主要10都市（地域）を例示すると図表2の通りである。最低賃金の水準としては、この10年間でいずれの都市（地

図表2 中国主要都市（地域）の最低賃金（月額）

地区	改訂日	最低賃金	地区	改訂日	最低賃金
上海市	2021/7/1	2,590元	浙江省	2021/8/1	2,280元
天津市	2021/7/1	2,180元	江蘇省	2021/8/1	2,280元
広東省	2021/12/1	2,300元	山東省	2021/10/1	2,100元
深圳市	2021/12/1	2,360元	遼寧省	2021/11/1	1,910元
北京市	2021/8/1	2,320元	安徽省	2021/12/3	1,650元

(注) 一地区内で複数基準のある地区は最高金額を表示。  
(出所) 各地の人力資源和社会保障局発表をもとに筆者作成

① 時間外労働報酬  
② 遅番、夜勤、高温、低温、坑内、有毒有害等特殊労働環境、条件で支払う手当  
③ 法律法規と国が定める労働者の福利待遇等  
(詳細略)  
(3) 社会平均月収  
また、最低賃金とは別に、各市の人力資源和社会保障

域）とも約2・5倍に上昇している。全国共通の事項として、会社が以下の①～③を控除した後の賃金が会社所在地の最低賃金水準を下回ってはならないが、社会保険や住宅積立金の個人負担部分を最低賃金基準に含めるかどうかについては各地で扱いが異なる。例えば、上海市の最低賃金の2,590元は手取り金額を指し、これに残業手当と社会保険や住宅積立金の個人負担部分を加えた金額が当月の給与総額（額面給与額）ということになる。

# 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

図表3 主要各都市の2021年度社会平均月収

北京市	13,876元	蘇州市	10,562元
深圳市	12,964元	武漢市	8,207元
広州市	12,024元	成都市	7,655元
上海市	11,396元	天津市	7,478元

(出所) 表2に同じ

図表4 残業手当計算基準

平日残業	基準内給与 ÷ 21.75 ÷ 8 × 150% × 残業時間
土日出勤	基準内給与 ÷ 21.75 ÷ 8 × 200% × 残業時間
法定休日出勤	基準内給与 ÷ 21.75 ÷ 8 × 300% × 残業時間

(出所) 「中華人民共和国労働法」第44条をもとに筆者作成

労働部門が発表する社会平均月収について、主要各都市での直近(21年度)の金額は図表3の通りである。

社会平均月収は、従業員を解雇する際の経済補償金の上限金額と毎月の従業員の社会保険・住宅積立金の上下限金額を計算する基準として使用される。それぞれの具体的な計算方法は後述するが、水準的には、各都市ともこの10年間で倍増している。

(4) 残業手当の計算基準

残業手当は図表4の公式に従って計算される。

計算の基準となる給与についての法律上の定義はないが、従業員との労働契約あるいは工会(労働組合)との集団契約中に個別の約定がない限り、通常

図表5 主要各都市での2022年五険一金納付基準

		蘇州市	北京市	広州市	天津市	上海市
社会保険納付比率						
養老保険	会社	16%	16%	14%	16%	16%
	従業員	8%	8%	8%	8%	8%
医療保険	会社	7%	9%	5%+31.26元	10%	9.5%
	従業員	2% + 5元	2% + 3元	2%	2% + 21元 (または22元)	2%
失業保険	会社	0.5%	0.5%	0.32 ~ 0.8%	0.5%	0.5%
	従業員	0.5%	0.5%	0.2%	0.5%	0.5%
生育保険	会社	0.8%	0.8%	0.45%	0.5%	1%
	従業員	-	-	-	-	-
労災保険	会社	0.2 ~ 1.9%	0.2 ~ 1.9%	0.2 ~ 1.4%	0.2 ~ 1.9%	0.16 ~ 1.52%
	従業員	-	-	-	-	-
住宅積立金納付比率	会社	5 ~ 12%	5 ~ 12%	5 ~ 12%	12%	5 ~ 7% 補充(*0) ~ 5%
	従業員	5 ~ 12%	5 ~ 12%	5 ~ 12%	12%	5 ~ 7% 補充(*0) ~ 5%
合計	会社	29.5 ~ 38.2%	31.5 ~ 40.2%	24.97 ~ 33.65% +31.26元	39.2 ~ 40.9%	32.16 ~ 40.52%
	従業員	15.5 ~ 22.5% +5元	15.5 ~ 22.5% +3元	15.2 ~ 22.2%	22.5% + 21元 (または22元)	15.5 ~ 22.5%

(注) 上海市における補充住宅積立金の実施は任意。

(出所) 図表2に同じ

勤務時に支給される給与が基準となり、図表1の基準内給与を基準に計算する。

なお、「労働法」の規定により、土日出勤に対しては振替休日の付与を優先し、年間11日ある法定休日の出勤については振替休日付与による代替は不可とされている。残業時間の法定上限は1日3時間以内かつ1ヵ月36時間以内と

決められている。

(5) 社会保険と住宅積立金の納付基準

法律に基づき会社と従業員が納付しなければならない社会保険には5種類(五険)があり、住宅積立金の一金と併せ、通称で「五険一金」と呼ばれる。主要各都市での22年の「五険一金」納付基準は図表5の通りである。

「五険一金」は、会社負担分、個人負担分とも、各従業員の前年度平均給与を基準に計算される。前年度平均給与とは、22年であれば、21年1月から12月の給与総支給額(残業代と賞与込み)の月額平均のものを指し、図表3の各地の社会平均月収の3倍額が上限値となり、その60%が下限値となる。

図表5の通り、納付基準(比率)には幅があるものの、いずれの都市でも従業員本人の平均給与の

30%程度が給与に上乘せられて会社の人件費負担となる訳である。従業員にとつては、手取り給与が額面給与より15%程度減少することになるので、人件費負担を軽減するために、地元の最低賃金を「五険一金」の計算基準としているケースも多くある。中国系のオーナー企業では、むしろその方が当たり前と言えるかもしれない。明らかな違法行為ではあるが、従業員本人が異議を唱えない限り、政府当局が調査に入って摘発を行うことは実際にはない。従業員としても、将来の受取り年金額への影響よりも目先の手取り給与が増える方を望むので、後述する人員整理でも行われないう限り、この違法状態が表面化することは通常あまりない。

## 2. 会社の人件費負担水準

前記1.で述べた中国の賃金システム・人件費の構成を踏まえ、実際に企業が負担する人件費はどの程度の金額になるのかを試算してみた(図表6)。

試算の前提条件は次の通りである。

① 額面給与は月額給与3065元と1万円の2通りで試算した。3065元のパターンは、上海市の最低賃金2590元(手取りベース)に「五険一金」の従業員負担分の15.5%をクロップしたものであり、外地から上海

図表6 会社の人件費負担シミュレーション

額面給与 (元/月)	平日残業代 (元/時)	月残業時間 (時間)	残業代 (元/月)	月額給与 (元)	賞与 (1カ月)	五险一金 (元/月)	総人件費 (元/年)	総人件費 (円/年)
3,065	26.4	0	0	3,065	3,065	1,971	63,504	1,270,075
		36	951	4,016		2,277	78,590	1,571,791
		50	1,321	4,386		2,396	84,456	1,689,125
		80	2,114	5,179		2,651	97,028	1,940,555
		100	2,642	5,707		2,821	105,409	2,108,176
10,000	86.2	0	0	10,000	10,000	6,432	207,184	4,143,680
		36	3,103	13,103		7,430	256,402	5,128,044

(出所) 筆者作成



近年の日系企業の対中ビジネス動向としては、新規の中国進出（特に製造業の工場進出）は一段落し、逆に10年前頃か

### 3. 近年の日系企業動向

この試算結果を見て分かるように、出稼ぎワーカーの残業ゼロのケースでも、もはやとても安価な労働力とは言えない水準であることがわかる。

これは中国市場からの撤退が増えている。もちろん、多くの在国日系企業では、引き続き中国投資を拡大して行く方針に変わりはないが、中国企業の技術力・ブランド力の向上に伴い、中国内市場でシェアを伸ばせず市場からの退出を余儀なくされるケースや、人件費高騰により製品の価格競争力を失い、工場を閉鎖せざるを得なくなった日系企業の例は少なくない。添付は深圳市のある人力资源市場（日本の職安に相当）に職を求めて押し寄せる内地からの出稼ぎ労働者の写真であるが、中国の安価な労働力を利用して製品を生産する輸出型のビジネスモデルは近年成立しなくなつて来ており、この写真のような風景はもはや過去のものになりつつある。

以下では、このように中国市場から撤退（会社清算）する場合の人員整理時の主な注意点等について解説する。

#### (1) 中国における人員整理

中国での人員整理に当たって、会社は、後述する「経済補償金」を支払う必要がある。また、中国国内での再就職事情的には、年齢層による差異はあるものの、いったん職を失つても、日本に比べると再就職ははるかにしやすい環境にあると言える。

つまり、中国での人員整理においては、日本のような職を失うことへの悲壮感

市に出稼ぎに来ていた工場ワーカーの給与を想定している。  
 ②平日残業代は、額面給与を図表4の基準で計算した残業代の時給額である。  
 ③月残業時間としては、出稼ぎワーカーの場合、法定時間を大幅超過して残業するケースが普遍的に存在するので、これを踏まえて5通りのパターンを設定

した。  
 ④月額給与は、額面給与に平日残業時の残業代を加算したものである。  
 ⑤賞与は年1カ月の額面給与相当額を支給するものとした。  
 ⑥「五险一金」は、残業代を含む月額給与に1カ月の賞与を加えた金額を計算基数（本人の前年度平均給与）として、上海市での会社負担分の最低納付比率である32・16%で計算した。

⑦総人件費は、月額給与に「五险一金」を加えた金額の12カ月分に1カ月分の賞与を加算したものであり、人民元と日本円（1元≒約20円）の両方で計算した。

基本的になく、これを機に「経済補償金」を少しでも多く獲得しようとする従業員側と、「経済補償金」支出を当初想定した予算範囲内に抑えようとする会社側とのせめぎ合いという側面が強いと言える。

基本的になく、これを機に「経済補償金」を少しでも多く獲得しようとする従業員側と、「経済補償金」支出を当初想定した予算範囲内に抑えようとする会社側とのせめぎ合いという側面が強いと言える。

#### (2) 会社清算に伴う人員整理の法律根拠

会社清算に伴う人員整理の法律根拠は、『労働契約法』第44条に規定された労働契約「終止」要件のうちの第5項（期限前解散）となる。

労働契約の「終止」とは、労働契約期限満了・不更新等の『労働契約法』第44条に定められた労働契約「終止」要件の発生により、労働契約そのものが効力を失うことを意味し、不当解雇として争議になるリスクは基本的にないという点で、会社都合での労働契約「解除」の場合とは大きく異なる。ゆえに、法律的には、従業員の同意がなくても、会社側からの一方的通知のみでも労働契約「終止」は問題なく成立する。

#### (3) 顧客への供給責任対策

顧客への供給責任とは、会社清算を社内公示した後も、顧客側で代替調達先が決まるまでの間、顧客宛の部品等の供給を継続せざるを得ない期間のことを指す。つまり、この間は、会社清算の社内公示後も、会社が要求する期間

## 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

まで従業員に引き続き会社に残って操業継続に協力してもらうことが必要になり、労使関係の良し悪しにもよるが、場合によっては、供給責任への協力との引き換えに経済補償金支給額の積み増しを要求される等、会社の供給責任に協力することが従業員側にとっては会社側との交渉カードにもなり得ることに注意しなければならない。

また、社内公示後のことなので、従業員のモチベーション維持という観点からも会社にとってはリスク要因といえ、リスクを避けるためにも、供給責任期間は短期間に（長くても2〜3カ月以内に）抑制すべきであり、あまり顧客側の都合ばかりを聞いていられないというのが現実である。そのためには、自社の都合を最優先するスタンスで臨むしかない。

#### (4) 経済補償金の支給基準

経済補償金は『労働契約法』第47条に従い「補償年限×計算基数」で計算される。「補償年限」は「勤続年数1年につき1カ月」で計算する。「計算基数」は「1カ月分の給与」であるが、ここでいう「給与」とは、労働契約の「終止」または「解除」前直近1年間の給与と残業代を含む給与総支給額の月額平均のことを意味し、個人所得税控除前、社会保険の個人負担分控除前のいわゆる

額面給与が基準となる。

上記は法律上の最低限の支給基準である（以下、「法定基準」という）。また、経済補償金支給額の上限値の規定については、『労働契約法』施行後の08年以降の勤続年数が対象となり、08年以降の勤続年数分についての補償年限は最高12カ月分まで、計算基数は「地元社会平均月収×3」で頭打ちとなる。07年以前の勤続年数分についてはこのような規定が無いので、従業員の「給与」、つまり直近1年間の月額平均給与を基準として、入社日から07年末までの補償年限に対し経済補償金を計算することになる。ゆえに、勤続年数の長い高給取りの従業員の場合、経済補償金額がかなり高額になる。

経済補償金の支給額は「 $N + \alpha$ 」という形で表現することが多い。「 $N$ 」とは、上述の「法定基準」を指し、「 $\alpha$ 」は、「法定基準」を超えて支給する経済補償金を言う。

この「 $\alpha$ 」は、上述した供給責任期間中の会社操業への協力を取り付けるためのインセンティブとして設定する以外に、会社としての過去のリスク事項（瑕疵や不備事項）を補填する意味合いで「+2〜3カ月」程度を設定することが比較的多い。ここでいうリスク事項とは、社会保険の納付基数の意図的

な圧縮、残業代の計算不備等、法律規定に合わない扱いのことを指し、これらのリスク事項が存在する場合には、人員整理の実施に際して従業員側から補填要求が出される可能性が高く、いずれも過去に遡及して不備を是正することはできないので、補填要求が出された場合には、「 $\alpha$ 」を支給してこれを代替せざるを得ない訳である。ゆえに、会社内にはいかなる労務面でのリスク事項が存在するのかについての棚卸しを事前に行つて、これに対応できる経済補償金の総予算額を策定する必要がある。

なお、「地元社会平均月収×3」の12倍までは経済補償金に対する個人所得税が免税となるので、「 $N$ 」だけでなく「 $\alpha$ 」も含めて全額を経済補償金という名目で支給した方が従業員にとって有利になる。

#### (5) その他の留意点

まず、事前準備の段階で中国人社員の誰を会社事務局側に巻き込むかという点があげられる。これは従業員の給与データ等、人員再配置方案の策定作業に必要な各種データや資料を入手しやすくするためという目的の他、中国人従業員目線からの意見を参考にすることが事前準備段階で必要不可欠なためである。ただし、当然ながら、秘密を厳守できる人材であることが前提で

あり、それに足る忠誠心のある人物かどうかが見極めポイントとなる。また、他の同僚達の首を切る準備作業に秘密裏に加担させることになるので、本人の心理面での大きな負担になることもあり、この点でも配慮が必要である。

次に、妊娠・出産・育児期間中の女子従業員の扱いについてである。これらいわゆる「三期」中の女子従業員との労働契約は法律で保護され、出産した子供の満1歳の誕生日までは会社都合で労働契約を「解除」することができない。会社清算の場合、労働契約の「解除」ではなく「終止」となるが、これと労働契約保護との優劣関係については法律規定がない。ゆえに、法定基準での経済補償金に加えて、子供の満1歳の誕生日までの給与の半分程度を支給すること等を条件としての個別折衝となるらざるを得ない。

最後に、騒音、粉塵等の職業病危害要素の存在する職場に従事する従業員については、職業病罹患有無を判別するために、離職前の健康診断が法律で義務付けられており、これをいつ受診させるかという問題がある。会社清算を社内公示した後では会社指示に従わないリスクがあるので、事前準備段階で、平時の定期診断を装って手配できることが望ましい。

# 実体験から考える中国コロナ禍の大卒生就職事情とその展望

加藤 嘉一 KATO Yoshikazu 楽天証券経済研究所 客員研究員

2022年、中国の大卒生は過去最多の1067万人を記録した。中国就職事情には、世代性、地域性、時代性という3大特徴が見出せるが、それにコロナ禍が加わり、労働市場は混とんとしている。16～24歳の失業率は20%弱で高止まりしており、「新卒」に重点を置かない独自のミスマッチ構造が作用している。問題解決の一つの手掛かりは非大卒生のパイを大きくしていくことであり、それはハイテク製造業を掲げる中国の国家戦略にも符合する。

## 2003～2010.. 「自由」を謳歌した北京大学での学生時代

昨今における中国大学生の就職事情を考えるに当たり、15年以上前の話になるが、私自身が中国の大学で学び、キャンパス内から同級生たちの進路を観察していた頃の情景を振り返ってみよう。

私は、03年高校卒業後、中国の北京大学に留学し、10年まで、国際関係学院という学部で学士、修士課程に学んだ。中国共産党による一党支配体制で、社会主義国家ということもあり、必須科目にはマルクス・レーニン主義、毛沢東思想といった「政治思想」系の科目がずらりと並んでいた。

とはいうものの、中国が08年に初めて主催した北京夏季五輪のマラソンコースや卓球種目会場にもなった北京大学のキャンパス内は、「改革開放」「百家争鳴」「市場経済」の推進者としての立場を、日々明確に体現していたように思う。私自身、学生という立場でありながら、中国のテレビや新聞、雑誌において、比較的自由に、頻繁に発信する機会を得て、学業との「二刀流」に挑戦していた。

大学側もそんな私を支持してくれた。政治体制やイデオロギーはさておき、キャンパス内には、「努力は裏切らない」、「頑張れば上に行ける」、「出身は関係なく、未来は開かれている」という一種のコンセンサスが根付いていたし、私自身、そんな時代の潮流に乗りつつ、それを謳歌した学生時代だった。戦後に生まれ育った日本人として、政治的に不適切な発言かもしれないが、北京大学のキャンパスで、生まれて初めて「自由」というものに会った感覚すら私は抱いていたのである。

## 北京大学生たちにとって「理想の就職先」

陳独秀、李大釗、魯迅、胡適といった歴史人物を教授陣に据え、中国建国の父・毛沢東が図書館員として勤務していた北京大学だが、多くの政治人物も輩出している。現國務院総理の李克強（法学部）、副総理の胡春華（文学部）も北京大学出身である。

一方、私が学んでいた時の北京大学生にとっての「理想の就職先」は、政治ではなく、経済、市場、海外をめぐる進路だったというのが在学生としての肌感覚であり、その傾向は今日ま

でおおむね変わっていないと理解している。

北京大学には「光華管理学院」という学部がある。経営管理、金融などを学ぶ同大花形学部の一つであり、キャンパス内では、光華の学生の進路は最強であると在学生から認識され、企業側もまた同学部の就活生に一目置いていたように見受けられた。彼らにとって、理想の就職先は、ズバリ外資系投資銀行とコンサル会社であった。その典型例が、共にサークル活動に勤しんだ光華の同級生で、彼はモルガン・スタンレーとマッキンゼー



筆者が暮らした北京大学のキャンパス内にある、留学生宿舍「勺園」(筆者提供)



## 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

に受かり、前者を選択、卒業後は同社の香港オフィスで働き始めた。当然若手の政治エリート集団である共産主義青年団幹部を目指し、政治を志す人間や、外交部に入省し、祖国のために奉仕したいと燃える人間もいたが、主流でも理想でもなかったというのが私の経験値である。

参考までに、08年、私も出席した学部卒業式で来賓として挨拶をしたのは、情報管理学部の卒業生で、検索エンジンの「百度」を創設した李彦宏（ロビン・リー）だった。学部卒業後米国へ留学し、博士を志していたが途中で放棄、人々の生活に身近で、実業的な仕事をしたいの思いから、シリコンバレーで研鑽を積んだ後帰国、同社を作り、05年にナスダックで上場した経緯を語った。彼の話を式典会場で聞きながら、「まさにここに居る皆が羨望するサクセスストーリーであり、チャイナドリームなんだな」と実感したものだ。

## TikTok従業員と考える…中国Z世代の進路とその特徴

「Z世代」という概念がある。1990年代中盤から2000年代終盤生まれで、インターネットをは

じめとするデジタル環境下で育った世代とされる。中国でもこの概念は有名で、若者の進路を議論する際にもしばしば引き合いに出される。昨今、大卒生として労働市場に流れ込んでくるのが、まさにZ世代だ。

「Y世代」（80年代序盤から90年代中盤に生まれた世代）に属する私が中国で大学生をしていた頃と比べて、「中国Z世代」にはどんな特徴があるのだろうか。この点を解析すべく、Y世代とZ世代の狭間に当たる94年北京生まれ、中高大と国内のエリート校を卒業、米国での留学経験もある知人に話を聞いた。彼女は今、日本でも有名な動画共有サービスTikTokなどを運営するバイトダンス（字節跳動、21年設立、本部北京に勤務しており、デジタル環境がZ世代の価値観や就業観に与える影響に精通した人物である。

彼女に「昨今の中国大卒生の就業をめぐる特徴」を巡って、Y世代と比べた場合の3つの傾向を挙げてもらった。以下に整理する。

- ① 就業の自主性と能動性が顕著で、自らの欲求や考えを積極的に発信する。「集団」よりも「個人」を重んじる傾向が強い。
- ② 主流とされる価値観で評価される

大企業にかぎらず、中小、ベンチャーへの就職も積極的に考慮し、自分に合う企業がないと判断すれば起業しようとする傾向が強い。

③ 物質的な見返りと精神的な充実は同様に重要だと見なし、必要以上に無理をしない、状況次第では期待値を下げることも厭わない傾向が強い。

## 2012～2020…上海、瀋陽、香港の地で目撃した中国若者の就業観

北京大学を卒業後、コロナ禍突入までの約10年間、私は随所で中国の若者たちと付き合ってきた。特に、復旦大学ジャーナリズム学部（上海市12年）、遼寧大学国際関係学部（瀋陽市、16～17年）、香港大学アジアグローバル研究所（香港、18～20年）に勤務していたときは、授業や研究

そして学生たちの論文指導や就活支援などを通じて、直接的に彼らの考え方や行動規範を垣間見る機会に恵まれた。この3つの時期、場所で見撃した光景は、中国の若者世代の進路をめぐるマクロ環境の変化を理解する上で有益だと、今更ながら整理している。それぞれ描写してみたい。

まず復旦大学であるが、私は12年の上半期、1学期の間だけ、「異文化

コミュニケーション」という授業を担当した。同大のジャーナリズム学部は、この分野で中国を代表し、全国各地の著名な報道機関に人材を輩出してきた。12年は、胡錦濤政権から習近平政権に移行する「政権交代」の年で、当時は胡政権の末期であり、習政権になって政治的環境がどう変わるのか定かではなかった。要するに、私が冒頭で紹介した北京大学のキャンパス内を覆っていたような「自由」な雰囲気、まだいくらか残っていた頃である。その後、周知のように、言論や表現の自由は、習政権下で赤裸々に抑制されることになる。当時の大卒生たちは、依然として「改革開放」に活路を見出し、中国が世界とつながる過程で、社会の多様化や自由化の推進を仕事として追求しようとしていたと総括できる。

次に遼寧大学であるが、私は学部生と大学院生に対し、国際関係に関する授業を担当していた。地域的特徴として、早くから重工業で栄えた東北地方の教育は「保守的」で、学生、その両親は往々にして政府機関や国有企業に就職することを奨励、熱望する傾向が強い。私が瀋陽市に滞在していた期間は、ちょうど同省が全国で唯一マナス成長を記録した時期

表 主要経済指標の主な項目の前年同期比

項目	4月	5月	6月	7月	8月
工業生産高	△ 2.9%	0.7%	3.9%	3.8%	4.2%
小売売上高	△ 11.1%	△ 6.7%	3.1%	2.7%	5.4%
調査失業率（除く農村部）	6.1%	5.9%	5.5%	5.4%	5.3%
調査失業率（16～24歳）	18.2%	18.4%	19.3%	19.9%	18.7%

(注) 数字は前年同期比。△はマイナス。  
(出所) 中国国家统计局の発表をもとに筆者作成

と重なっていたこともあり、学生たちの就活は益々保守的になっていった。学部3年生との付き合いが多かったが、60人強の生徒のうち、50人以上が大大学院進学を希望していたのには正直驚いた。中国では、特に政府機関や国有企業に就職する際、学部卒よりも院卒のほうが、処遇が有利に働くことが多い制度的地盤が背景にある。最後に香港大学であるが、滞在の

終盤はコロナ禍に見舞われたが、それより以前、香港では毎週末のように反中国抗議デモが繰り返され、私もその一端を目撃、体験した。デモの現場で警察と衝突していたほとんどが大学生であったが、香港大学のキャンパス内を含め、中国本土からの学生と香港現地の学生の間の相互不信・嫌悪はピークに達していた。就職先、勤務地という観点から見ても、香港の中国本土の大都市（上海、深圳、北京など）に対する優位性は希薄になってきていた頃で、反中デモという政治的要素がその趨勢に拍車をかけた。憧れの香港で学び、働くべく南下した中国の若者は、香港の大学や大学院を卒業すると、中国本土へ戻るか、香港における中国大手固有企業（中国銀行、チャイナテレコム、チャイナデیلیなど）に活路を見いだす傾向が浮き彫りになってきたと言える。

以上、私自身の実体験から指摘したかったのは、中国大卒生の就職事情には、前述した「世代性」という特徴のほか、「地域性」、そして「時代性」があり、この3つの特徴が相互に作用しながら、若者たちの進路選択にインパクトを与えているという点ほかならない。

## 「ゼロコロナ」策の下で低迷する中国経済

20年以降のコロナ禍という特殊な背景は、3つの特徴が奏でる相互作用をさらに複雑なものに仕立てている。19年末、新型コロナウイルスが湖北省武漢市から感染拡大し、20年第1四半期、中国の実質GDP（国内総生産）は6・8%減まで下落した。その後独自の「ゼロコロナ」策がいつたん功を奏し、20年は主要国の中で唯一プラス成長となる2・3%増、21年も8・1%増を記録。しかしながら、22年に入ると、3月末から5月末にかけての上海市における2カ月以上のロックダウン（都市封鎖）に代表されるように、新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が景気の足枷となる局面が現れる。22年第1四半期は4・8%増、第2四半期は0・4%増で、同年目標である5・5%前後の達成が危ういのではないかと目され、現在に至る。

過去半年における主要経済指標を見てみると（表参照）、企業による生産や経営への影響度を如実に反映する工業生産や小売売上が4月に一気に低迷、そこから紆余曲折を経つても徐々に回復、「調査失業率」（調査

し得る範囲での失業率で、農村部は含まれない）も基本的にそれらの景気指標に比例して推移している経緯が見て取れる。

## 高止まりする若年層の失業率と労働市場のミスマッチ構造

中国政府は18年以降、16～24歳すなわち中卒、高卒、大卒世代における失業率を発表してきた。失業率全体の3倍以上の数値で極端に高い事実が目を引くが、18年から21年まで、それは常に2桁で推移してきた。コロナ禍、特に22年に入ってから数値が悪化しているのは、供給、需要両側面における景気低迷が一定程度作用しているものと思われる。

中国の大学は6月卒業であり、今年に限らず、18年以降、毎年7月の失業率が最も高い結果となっている。また、中国では日本ほど「新卒」という概念や慣習が普及しておらず、大学を卒業する年に自らが望むような職場に就けない（と判断した）場合、大学院に進学、海外留学するなどして就職時期を遅らせたり、「ブラブラ」したり、興味半分で起業してみたりと「柔軟」であるケースが多く（私の周りでも、表向きはインターン

## 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

シップで世間体を保ちつつ、株式投資で生計を立てているような学生が複数いた)、大卒生を取り巻く労働市場のミスマッチ構造に起因する失業率の高止まりという理解が適切だと思われる。

## コロナ不況下でもがく大卒生たち

中国の大卒生の進路を語る上で指摘しておかなければならないのが、ハイの大きさと競争力の激しさである。私が大学を卒業した頃は、「今年の大卒生は550万人を超える見込み」といった見出しのニュースを前に、予想される就活の厳しさをクラスメートたちと議論した記憶がある。22年、中国の大卒生は過去最高の1076万人に達し、21年より167万人も増えた。

私自身、コロナ禍ということもあり、2年以上中国本土に足を踏み入れておらず、昨今の大卒生をめぐる就職の厳しさを肌で感じることはできていない。前述のバイトダンスに勤める知人に様子を伺ってみたが、今年の大卒生の就職は特に厳しく、各大学の教師陣が自らの人脈を駆使して、生徒に職を与えてもらうための斡旋に奔走し、極度の安定志向に走る大卒生

たちが小中学校の教員試験会場に殺到しているような現状なのだという。

昨今の就職難を考えると、21年、不動産、教育、ITといった業界で横行した規制強化の後遺症が今年の労働市場を圧迫しているという事情も軽視できない。とりわけ、義務教育段階における学習塾の非営利化を命じられた教育業界ではリストラが多発している。これらの犠牲者も労働市場における「オールド・ニューカマー」として大卒生と競争する局面が現在まで続いている。失業したとはいえ、彼らは経験値を持つ即戦力であり、しかも、中国では日本と異なり、そもそも新卒、中途採用という区別がなく、企業側による研修システムも充実していない。従業員を「雇い育てる」ではなく、いかに「使い・捨てるか」という企業文化である。中国で年齢、地域、業界を問わず、転職は日常茶飯事、転職なきキャリアアップなし、が常識だという所以でもある。

## 今後の展望

以上、私自身の実体験をふまえ、中国大卒生の就業観・就職事情とコロナ禍における問題点を見てきた。世代性、地域性、時代性という3大

特徴は今後も続くだろう。10月中旬に開催される第20回党大会で「習近平第3次政権」が誕生する見込みが高いことを考えればなおさらである。コロナ禍はいずれ終わるため、特徴に組み入れるのは適切ではない。

鍵を握るのは、前述のミスマッチ構造とも関係するが、やはり中国政府が掲げる国家戦略に労働市場がいかにも有機的に呼応していくかに他ならない。電気自動車、人工知能と言った新しい分野、デジタル&グリーン経済という時代の潮流、少子高齢化といった構造問題は、中国が今後真に必要な人材は何かを考える上でヒントを与えてくれる。

その意味で私が注目しているのが「ハイテク製造業」である。学習塾の非営利化政策とも関係するが、中国のお受験事情をめぐる特徴の一つが、高校に進学できるのが同世代の半分で、高校にさえ上がれば、大学には(選ばなければ)基本は入れる、というものである。

高校受験が難しすぎるから、小中学生の受験競争が激化し、

家庭の財政を圧迫する状況が続いてきた。そこにメスを入れたのがお上による非営利化に他ならない。行き過ぎた学歴主義は中国の長期的発展に符合しないという中央政府の意識を露呈しているともいえる。

中卒者が漠然と高校進学を目指すのではなく、職業技能学校に進学し、手に職を持った、ハイテク製造業という戦略に奉仕できる人材を大量に育成したい、というのがドイツのモデルを参考に中央政府の考えである。このように見ると、本稿で追いかけてきた中国大卒者の就職をめぐる構造的問題を解決する一つの手掛かりが、非大卒者による就職をいかに多元的に充実させていくことができるか、であるように思う。今日この頃である。



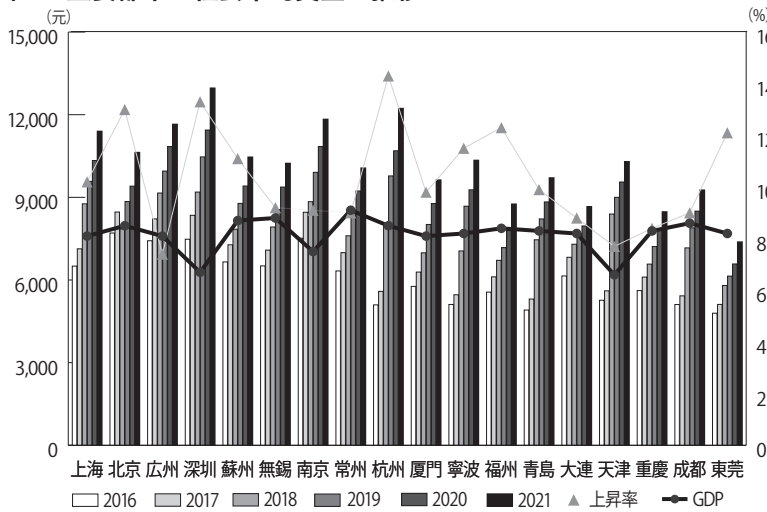
北京大学のキャンパスで最も有名な「未名湖」と「博雅塔」(筆者提供)

# 在中国日系企業の報酬の現状、課題、施策

畑 伴子 HATA Tomoko 可馳企業管理諮詢(上海)有限公司 総経理

2020年年初からの新型コロナウイルスの感染拡大への対応により、20年のGDP成長率は2.3%という低水準となったが、その反動もあり21年は8.1%という高い数値をたたき出した。同年の主要都市の社会平均賃金の上昇率は7.4%(広州)~14.3%(杭州)で、GDP成長率を上回る高い水準であった。一方、16~24歳の失業率は22年7月時点で19.9%と過去最悪を更新し、中国社会科学院は新たな就職氷河期に突入したとの見方を示している。このような雇用環境下、多くの日系企業からは、自社の賃金水準では必要な人員の新規採用ができず、若年層の採用に苦慮しているという課題があげられている。特に、研究開発や新規事業立ち上げを担う高度人材と、現場ワーカーの採用・リテンションに苦慮している。日系企業の賃金政策の現状と課題の分析から施策を考察する。

図1 主要都市の社会平均賃金の推移



(注) 上昇率とGDPは2021年の数値。  
(出所) 中国統計局公表データを基にコチコンサルティングにて整理、作成。

表1 主要都市の社会平均賃金の推移

都市	2016		2017		2018		2019		2020		2021		
	平均賃金	平均賃金	平均賃金	平均賃金	平均賃金	平均賃金	平均賃金	上昇率	平均賃金	上昇率	平均賃金	上昇率	GDP
上海	6504	7132	8,765	9,580	9.3%	10,338	7.9%	11,396	10.2%	8.1%			
北京	7706	8467	7,855	8,847	12.6%	9,407	6.3%	10,628	13.0%	8.5%			
広州	7425	8218	9,157	9,954	8.7%	10,843	8.9%	11,650	7.4%	8.1%			
深圳	7480	8348	9,192	10,468	13.9%	11,443	9.3%	12,964	13.3%	6.7%			
蘇州	6656	7279	7,844	8,780	11.9%	9,411	7.2%	10,459	11.1%	8.7%			
無錫	6512	7085	7,924	8,554	8.0%	9,374	9.6%	10,233	9.2%	8.8%			
南京	7516	8459	8,842	9,908	12.1%	10,846	9.5%	11,832	9.1%	7.5%			
常州	6329	6992	7,606	8,547	12.4%	9,232	8.0%	10,062	9.0%	9.1%			
杭州	5098	5587	7,943	9,778	23.1%	10,692	9.3%	12,225	14.3%	8.5%			
厦門	5768	6288	6,987	8,016	14.7%	8,772	9.4%	9,628	9.8%	8.1%			
寧波	5112	5465	7,055	8,678	23.0%	9,274	6.9%	10,343	11.5%	8.2%			
福州	5560	6115	6,714	7,175	6.9%	7,793	8.6%	8,754	12.3%	8.4%			
青島	4910	5309	7,460	8,217	10.1%	8,834	7.5%	9,706	9.9%	8.3%			
大連	6147	6824	7,299	7,689	5.3%	7,962	3.6%	8,661	8.8%	8.2%			
天津	5265	5607	8,394	9,000	7.2%	9,557	6.2%	10,294	7.7%	6.6%			
重慶	5616	6106	6,577	7,213	9.7%	7,818	8.4%	8,473	8.4%	8.3%			
成都	5111	5425	7,166	7,894	10.2%	8,500	7.7%	9,263	9.0%	8.6%			
東莞	4795	5114	5,801	6,142	5.9%	6,583	7.2%	7,378	12.1%	8.2%			

(注) ■全口径(私営、非私営を含め加重平均で算出する方法)。■非私営企業在職従業員平均賃金(派遣などを含む)平均賃金。その他は非私営企業就業者平均賃金。  
(出所) 図1と同じ

## 1. 中国労働市場における日系企業の報酬競争力

### (1) 賃金市場の動向

図1、表1は2016年から21年の各地の社会平均賃金の推移である。近年の全人代における政府活動報告では所得の上昇はGDPと同程度を目指す」と発表されているが、実際の賃金市場の実態は、GDP上昇率を上回る賃金上昇が継続している。主要都市では広州市のみが、社会平均賃金上昇率(7.4%)

がGDP成長率(8.1%)を下回った。21年は、コロナ禍はいつたん収束傾向にあったが、カーボンニュートラル政策による電力供給制限や、半導体・部品・原料調達難などが事業に多大な影響を与えた年であった。この環境下で、賃金

は上海市10.2%、北京市13.0%と2桁で上昇した。しかしながら、コロナ禍以前の19年の賃金上昇率を上回った地域は主要18都市(日系企業進出の多い都市を選択)のうち7都市にとどまり、いまだ新型コロナウイルス発生以前の賃

# 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

表 2 日系企業昇給率

昇給率	2019年 (実績)	2020年 (実績)	2021年 (実績)	2022年 (予定)
製造	6.9%	6.2%	6.0%	5.9%
非製造	7.2%	6.6%	5.8%	5.8%

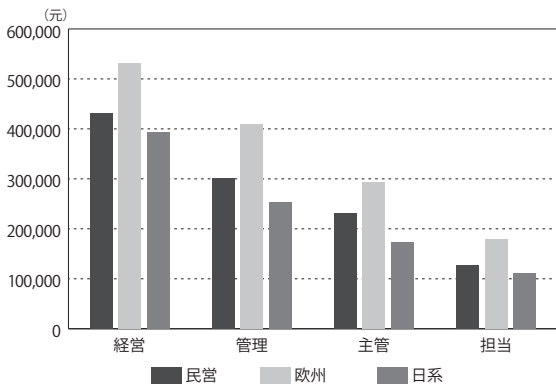
(出所) コチコンサルティング「トータルリワードレポート以薪伝心 2022」

表 3 資本種別 × 階層別賃金 (円)

階層	民営	欧米	日系
経営	431,598	531,390	392,920
管理	300,518	409,250	252,671
主管	231,965	292,546	172,110
担当	127,420	179,753	110,597

(出所) 表 2 に同じ

図 2 資本種別 × 階層別賃金



(出所) 表 2 に同じ

安定的な就労先であるという認識が周知されている。表 3、図 2 は弊社が 21 年 10 ～ 11 月にかけて実施したトータルリワード調査からの 21 年の資本種別 (中国民営系、欧米系、日系) の階層 (経営層 (本部長以上)、管理層 (部長、課長)、主管層 (主任)、担当層 (一般職)) 別の年間金銭報酬総額の分析である。

21 年は欧米系企業、民営企業は景気動向、業績を敏感に反映し、報酬水準上昇は抑制されていたにも関わらず、日系企業の平均賃金は、いずれの階層においても最も低いという結果であった。職種別、業種別では需要が旺盛な研究開発職、製造技術職、IT 系職種、マーケティング職種などにおいて、報酬水準

近年、日系企業は、賃金水準は低いが、

(3) 日系企業の賃金水準

金上昇水準には戻っていない。

(2) 日系企業の昇給動向

マクロ指標からみる労働市場の賃金上昇率は 2 桁前後の上昇で推移しているが、個別の企業賃金施策では、21 年の昇給率 (昇格による昇給を含む) は 5 ～ 6.5% の範囲という調査結果が多い。表 2 は弊社トータルリワード調査「以薪伝心」による昇給率の計画と実績である。社会平均賃金の上昇率より低く、かつ 19 年以降は低減している傾向が顕著である。国営系、欧米系コンサルティング会社の昇給率調査結果も類似の結末である。

21 年は欧米系企業、民営企業は景気動向、業績を敏感に反映し、報酬水準上昇は抑制されていたにも関わらず、日系企業の平均賃金は、いずれの階層においても最も低いという結果であった。職種別、業種別では需要が旺盛な研究開発職、製造技術職、IT 系職種、マーケティング職種などにおいて、報酬水準

## 2. 報酬構造の課題

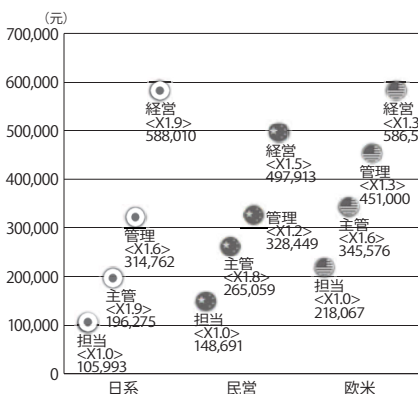
(1) 固定給比率の高い賃金構造

高率の賃金上昇が続く中、採用競争力を保持するための、賃金水準の引き上げは第一義的な施策である。賃金水準引き上げと利益確保を両立させるためには、業績連動変動給の比率を上げることが必要となる。

図 6 は以薪伝心トータルリワードレポート 2022 の資本形態 × 職位階層別の報酬構成である。日系企業は上海と揚子江デルタ地区に分けて分析している。

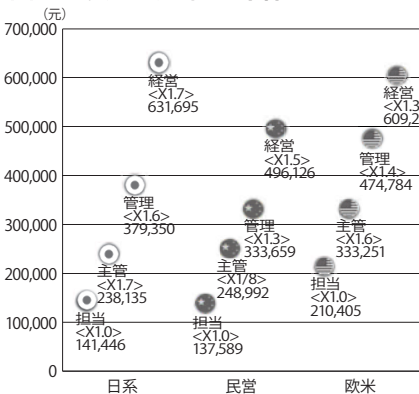
上海地区の日系企業では、経営層から担当層まで変動給比率がほぼ同一である。製造業を主とする揚子江デルタ地区の日系企業 (コチ日系) (長三角) では、担当層はほぼ現場ワーカーであり、残業代を含む業績連動変動給比率が上位職より高いという現状である。非日系

図 3 研究開発職の年俵



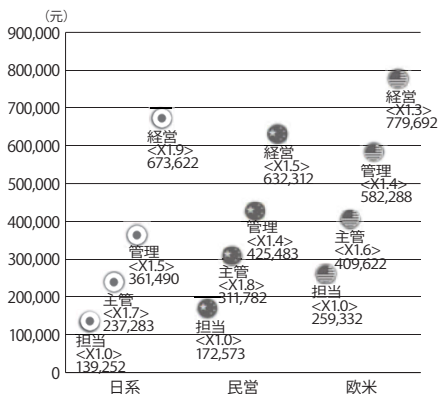
(出所) 表 2 に同じ

図 4 製造技術職の年俵



(出所) 表 2 に同じ

図 5 マーケティング職の年俵



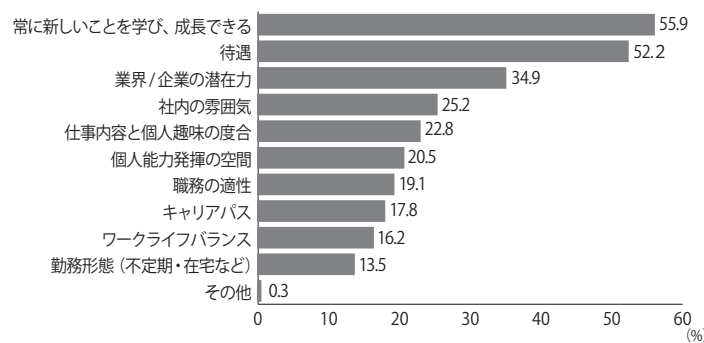
(出所) 表 2 に同じ

図6 資本形態と階層別報酬構造

資本形態	階層	固定給 (%)	手当 (%)	変動給 (%)
【コチ日系】 上海	経営	78.11	3.44	18.45
	管理	78.10	3.79	18.11
	担当	77.77	3.87	18.36
【コチ日系】 長三角	経営	75.37	5.06	19.56
	管理	78.07	4.70	17.23
	担当	72.64	6.62	20.74
欧米	経営	66.93	7.50	25.56
	管理	60.96	8.65	30.39
	担当	70.63	5.71	23.66
民企	経営	74.08	6.53	19.39
	管理	79.65	7.61	12.74
	担当	83.59	7.69	8.72
国企	経営	68.06	7.12	24.82
	管理	72.15	8.31	19.54
	担当	84.46	9.24	6.30
	経営	84.11	8.74	7.15
	管理	83.88	3.11	13.02
	担当	80.58	4.13	15.29
	経営	82.92	4.43	12.65
	管理	88.10	4.74	7.16
	担当			

(注)【コチ日系】は弊社調査による日系企業データ。  
(出所)表2に同じ

図7 就職にあたり重視すること



(出所) 智聯招聘調査『2018年中国大学生就職活動ガイド』‘95後’93,000人の新卒インタビューより作成

企業は、見た目の賃金水準は日系企業を凌駕するものの(表3、図2)、業績責任を負う上位階層ほど業績連動変動給の比率が高く、業績が良好な場合に高い賃金を享受でき、業績低迷時には業績責任を負うという報酬戦略であり、平均的な日系企業の報酬戦略と大きく異なる。市場競争力の高い優秀人材がどちらの報酬戦略を好むかは議論の余地はないと考えられ、日系企業では高度人材の確保に苦慮している。

(2) 残業代に依存する製造現場労働者の報酬

図6の【コチ日系】長三角—担当(揚

子江デルタ地域日系製造業ワーカー層の報酬構造は、主として残業手当と賞与で構成される変動給の比率が報酬の約40%を占めている。賞与はワーカー層の場合、1カ月(年間報酬比率換算で約7%)程度であることが通常であり、報酬に占める残業手当の比率が非常に高い実態を表している。

従来から、最低賃金を基本給とし、法定残業時間(月次36時間を上限とする)の2倍を超える残業時間に対する残業手当が生活給化していたが、近年、これらの職場では、強い労働強度を嫌う傾向の強い若年層労働者の確保が困

難な状況が見られる。ECの拡大にもなう配送職の需要は、福利厚生等の安定感が高いが、自己裁量で働き方・労働時間を調整できる職場として、製造業の現場職層の転職、副業の受け皿として急拡大している。

また、22年第2四半期以降、北京市、江蘇省、上海市などで、地域労働局による法定残業時間遵守の指導が強化されている。残業手当に依存するワーカーの報酬構造を見直すべき時期に来ていると考えられる。

要とする就労者層はかなり分厚い。これらの人員にとって、自由になる時間や労働時間を裁量できることは金銭報酬より価値がある場合が少なくない。就労者の思考が多様化する現在、金銭報酬のみならず、トータルリワードという考え方で報酬をとらざるべきであると考えられる。

労働政策も、2018年ごろから「二人つ子看護休暇」を推奨し、現在全国の過半の省市で年間10〜20日程度の有給介護休暇(休暇中賃金は雇用企業負担)の付与が法制化されている。また21年から「育児休暇」の法制化も推奨され、基本的に3歳未満の子女の育成のために、両親それぞれが年間3〜5日の有給休暇(休暇中賃金は企業負担)を享受できる地域が急速に拡大している。

3. 報酬はトータルリワードでとらえるべき社会環境

(1) ワークライフバランスへの対応

「上有老下有小」という言葉が流行している。上世代には介護すべき老人、下世代には扶養すべき子供を抱えているという、働き盛りの人々の苦悩を表現している。1979年(地域により若干の差異あり)から2016年まで続いた一人つ子政策下で一人つ子として生育された人材が、現在の企業就労者の中核人材となっている。それらの人員が「上有老下有小」に直面している。

一方、1998年から始まった持ち家政策により、多くの都市居住者は不動産転売による富を築いている。

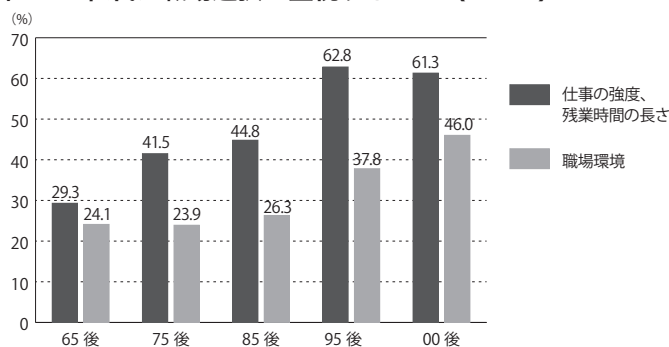
金銭報酬より、家庭ケアの時間を必

(2) Z世代のモチベーションと報酬

急激な経済発展と社会環境変化があった中国では、80後(80年代生まれ)、90後(90年代生まれ)が社会参加した時期から、年代による価値観、就労観のギャップをどう埋めるかが、社会の話題となってきた。現在では、世界的にZ世代(日本では1995年〜2011年生まれを指すとされている)が新しい価値観をもった世代として切り出されている感があるが、社会環境変化の激しい中国では、世代間ギャップへの

## 中国 雇用と賃金を取り巻く最新事情

図8 Z世代が職場選択で重視すること(2021)



(注) 65後:65年以降生まれ、75後:75年以降生まれ、85後:85年以降生まれ、95後、00後がZ世代。

(出所) 智联招聘調査(2021)より作成

対応が人事労務戦略においても重要視されている。

図7はコロナ禍以前のZ世代(1995年以降生まれ)の新卒大学生の就職にあたり重視する事を聞いたものである(智联招聘・中国大手就職サイト)。成長著しい社会で、取り残されることの危機感が強く、成長できる企業が最も求められる企業であった。Huaweiやアリババが大きく露出した。996(午前9時から午後9時まで週6日働く)という言葉が肯定的にとらえられた時期であった。

図8は同じく智联招聘の2021年

の調査によるZ世代の職場現状と趨勢(職場選択にあたって重視すること)調査研究報告である。コロナ禍を経て、激しい競争(内巻=Neijiang)に疲弊し、仕事の強度が高く、残業が多い職場は好まず、仕事場の環境を重視する保守的な傾向が強まっている。また躺平(Tang ping=寝てへり族)ではまずいとの意識はあるが、過当競争に疲弊し、保守的になる傾向にある。

コロナ禍により、世界中で働き方が大きく変化する中、中国ではゼロコロナ政策の隔離政策による影響と併せ、これまでに経験のない景気減速感が若年層に与えている影響は小さくない。従来通り、成長機会の付与はインセンティブではあるが、労働強度や過剰残業を抑制し、快適な職場環境、人間関係の醸成が職場運営に求められる。

#### 4. 日系企業の新たな取り組み

(1) 高度人材、経営人材の採用、リネンションのための報酬施策

現在、中国の高度人材の報酬水準は東アジアで最も高い水準にあると言われている。非日系企業ではストックオプションなどのロングタームインセンティブを含む、魅力的かつ柔軟性の高い報酬でこれらの高度人材を確保している。在中

日系企業が執行・運用できる報酬戦略としては、業績賞与を大胆に反映しやすい「年俸制」の導入が一策である。

同時に管理職ポジションや高い職位に採用や登用した人材が、期待した業績があがらない場合既に役職を外すことができる「役職任用制度」の導入も必要となる。

(2) 専門職人事制度の創設

技術大国を目指す中国では研究開発職や製造技術職の需要が旺盛であり、従来の全職種統一の賃金テーブル、報酬体系では、採用・リネンションが難しくなっている。これらの技術系人材や、業界知識・人脈を保持する営業職、ECに強いマーケティング人材などに対して、専門職ルートを設定し、報酬体系を複雑化することが対処策として考えられる。専門性に応じた業績評価基準を設定することにより高い変動給比率の設定が可能となり、企業業績と個人業績がより強く連動する高報酬水準の提示が可能となる。

(3) 現場労働者への業績給導入強化

20年1月26日に人力資源社会保障部より《技能人材報酬分配ガイドライン》が通知されている。「中国製造」を支えるための生産人員確保、育成のため、中央政府が地方政府に指導方針を示し、地方政府は技能人材の報酬待遇を重視

し、企業の報酬分配の指導強化をするよう指示されている。ガイドラインでは詳細に踏み込んだ人事制度の構築が指導されており、ネット上で一般にも広く周知されている。

日系企業においても、製造業現場労働者を確保するため、低い基本給とそれを補填する長時間残業による残業代という報酬体系から脱却する人事制度の構築が必要となっている。多くの製造現場では、長時間残業は生活給与を稼ぎ出す手段と化している。これらの職場では、残業時間を減少させ、生産量を確保するため、「月次評価給」などの導入により、時間ではなく業績に報酬を支給する制度の導入が加速している。実際に、請負業者においては、出来高制で大量の現場労働者を確保しているのが実態であり、効率的に高い賃金を稼げる仕組みで労働者を惹き付けることが可能な市場である。

(4) トータルリワードの強化

人々の志向、就労観がますます多様化する中国においては、金銭報酬以外の休暇制度、育成機会、奨励などの非金銭報酬が従業員のモチベーション向上に効果を示す。社員個々に寄り添った各企業ごとのトータルリワード戦略の構築が必要と考えられる。

# バイデン政権でも変わらない 米中対立の構造的要因

● 佐橋 亮

東京大学東洋文化研究所准教授

## TOPICS はじめる

台湾海峡における緊張が高まった夏が過ぎ去り、2022年の秋を迎える今、米国、中国それぞれが「政治的季節」を迎えている。それらがどのような結末を迎えるか、予断を持つて語ることはできない。だが、米中関係を規定する構造的な要因に大きな変化が生まれることはなさそうである。つまり、米中対立はこのまま加速し、それがグローバル化に慣れきった世界に安全保障の視点の重要性を思い起こさせるといふことだ。互いに強い不信を持つ米中両政府は、相手よりも有利な国際環境を形成するために、政治力、経済力、科学技術を駆使していくだろう。

く、日米欧とロシアの間にもそのまま当てはまる。相手より優位に競争を進めたい、または特定の行動を断念させたい、そのような目的のために、手段として経済制裁や輸出管理、投資規制、人の移動の厳格化などが多用されている。

コロナ禍によるグローバル化への影響とも合わさる形で、こうした経済社会活動を舞台にした国家間対立が世界の姿を変貌させつつある。筆者はこれを、「窮屈な世界」の到来と名付けている。

冷戦終結期の1980年代以降、多くの人々が夢見たのは、脱国境的な動きが強まり、自由貿易のルールが世界にあまねく広まり、そして自由主義、民主主義が広まっていくことであった。こうしたことは、今やあまりにも遠く離れたゴールのようにさえ思える。国際政治、とりわけ米中

対立の核心に科学技術の応用と自国の優越性を巡る争いがあることは誰の目にも明らかであり、一つの超大国は国内措置や外交を総動員している。世界各国は、否応なしに、そうした競争的な状況の中に置かれている。

冷戦終結後の世界が音を立てて壊れていくなか、果たしてこれからの世界はどこに向かっていくのか。グローバル化はどのように変質していくのか。そのような大上段の問いを常に念頭に置かなければならないほどに、今の世界は激流の中にある。この小文では、その答えを探る一助として、米国・バイデン政権の考え方を中心に、米中対立の現状と展望について解説を加えていきたい。

## TOPICS

### トランプ政権から引き 継いだ経済対立の構図

バイデン政権にとって、中国はも

っとも重要な戦略的課題とされてきた。それは21年1月の政権発足後に異例の早さで公表された「暫定版国家安全保障戦略ガイダンス」や通商代表部（USTR）の年次報告でも明確だった。中国は科学技術や政治的影響力を含めた総合的な国力の上でも、または人権や環境対策という観点からも、真つ先にその動きを注視し、対応を講ずるべき相手だと考えられた。

ロシア・ウクライナ戦争の勃発によって、安全保障上ロシアによる脅威が明確になった後でも、戦略レベルにおいて中国を第一課題とする問題意識は維持された。22年3月に公表された国家防衛戦略は、中国を「最も重要な帰結をもたらし得る戦略的競争相手、迫りつつある挑戦」としている。

米国政府の国内措置をみても、いわゆる経済安全保障上の取り組みはトランプ政権からの連続性が強い。

①輸出管理、②輸入規制、③対内直接投資規制、④経済制裁、⑤政府調達からの排除、⑥民間の外国製情報通信設備・サービスの利用規制、⑦出入国管理の厳格化が強化されている。米資本市場における中国企業の動きを制約するような動きも一部にみられる。



トランプ政権以上の対応がとられているのは産業政策への積極姿勢だ。22年夏に成立した「CHIPSS・科学法」で予算化された半導体産業への補助金が典型だろう。また科学技術予算の増加も同法では実現しており、やはり前政権以上に科学技術が米国の競争力の核にあるとの発想が強いことを示している。

なお、トランプ前政権との違いという点で言えば、司法省が推進していたチャイナ・イニシアティブが正式に廃止された。これは特定の背景をもつ個人への捜査プログラムということで、かねてより法的な観点から疑問が呈されていたことや、実際の捜査・立件過程で十分な成果が上げられなかったことで批判が強まったことなどが理由である。

22年5月、バイデン大統領による米ASEAN特別首脳会談の実施やアジア歴訪後のタイミングにおいて、アンソニー・ブリンケン国務長官は中国政策演説を行っている。そのキープレーズは「投資・連携・競争」というものであり、国内の科学技術への投資、同盟国・パートナーとの国際連携による経済安全保障の強化、それらを通じた中国との競争での優位性の獲得というロジックを示してい

る。同時に米国内における人権への配慮も重要というメッセージを打ち出し、また中国との対話も否定しないものであった。

すなわち、バイデン政権の中国政策は、トランプ前政権と同じように、米国の競争上の優位を企図したものであるが、同時にそうした政策が米社会に負の影響を招いたり、中国との軍事的な緊張や、国際経済におけるコスト増を招いたりすべきではないとの考えも反映されている。

**TOPICS**  
それでも対中強硬姿勢は底堅い

議会は、周知の通り政府よりも強硬なところがある。それは22年に施行されたウイグル強制労働阻止法の成立や台湾との関係強化に典型的に表れている。戦略課題としての中国には超党派的な合意があるのも事実だ。ただし「CHIPSS・科学法」として最終的に成立した同法が一年以上もの時間を要したこと、成立した内容も原案よりはスリム化していることは、党派による優先順位の違いや党内対立、利益誘導政治といった政治的な現実を示している。

それでも、議会は今後も対中政策の原動力としての役割を維持するだ

ろう。上院の情報委員会は技術流出への警戒を再び高め、政府の防諜（カウンターインテリジェンス）能力の強化を模索している。投資活動においては、先の「CHIPSS・科学法」で米政府の補助金を受領した企業に対して対外直接投資を一部規制する内容が盛り込まれたが、今回の立法化で最終的にはそぎ落とされた対外直接投資をさらに幅広く規制する考えが議会に残っている。さらに、中国資本による米国への投資活動への警戒も引き続き強い。

バイデン政権も、科学・技術を含めた経済活動を軸に、中国を念頭に置いた安全保障上の取り組みを拡充させている。22年9月、バイデン政権は、中国系の通信企業への規制を強めたり、対米外国投資委員会（CFIUS）の業務範囲を明確化したり、またバイオ技術やその生産活動への注目を強めたりするなど活発な動きをみせている。

国内の物価高対策、および米有権者が嫌う緊張の激化を避けるために、中国との対話はある程度は模索され続けるだろう。だが、それは米中が技術上の優位性や、さらには国際的なリーダーシップを巡る競争を長期的に続けていくことを所与として受け

入れた上で、国内事情から眼前の関係を管理しようという程度のもに過ぎない。ブリンケン国務長官との会談後に、中国外交部は米国政府に対して、「新冷戦」、同盟強化、台湾関係強化を取りやめ、台湾独立不支援を明確にし、報復関税や中国企業制裁の解除を求めるといった長大な要望リストを提出した。しかし、それを受け入れるような政治的妥協が米中間に生まれる可能性は極めて乏しい。中国の第20回党大会、および米国の中間選挙後も、両政府の対話は、あくまでも現状の管理以上の意味を持つものにはなりづらい。

**TOPICS**  
台湾をめぐる緊張も構造的な理由から継続する

ところで、22年夏は、ナンシー・ペロシ下院議長が台湾訪問によって、米中関係の緊張が高まった。ペロシ議長側とバイデン政権、および蔡英文政権の間に、事前には訪台をめぐる意見の相違があったともされる。だが、バイデン政権が1年半の間に米台関係を強化してきたことは事実であり、そうした米国や欧州等の台湾政策強化は中国の懸念であったことも忘れてはならない。

台湾海峡をめぐる国際政治におい

て、「現状維持」はそもそも崩れてきた。

中国の成長、さらに台湾の経済・政治的存在感の高まりによって、「現状」は過去と全く異なったものに大きく変化し続けている。多くの分析は前者、すなわち中国の経済力や、台湾海峡における軍事バランスの変化に注目する傾向がある。けれども、過去5年程、米国ははじめ先進国において、台湾が有している経済的な重要性（とりわけ半導体製造）や、民主主義・人権の観点からの政治的な重要性が再認識され、地政学的な重要性と相乗効果をもたらしてきた。

さらに、米国政府は「二つの中国」政策に変化はないと主張し、「戦略的曖昧性」も政府としては維持している素振りを見せてはいるが、実際には米台の政府当局は、台湾旅行法など議会による後押しもあり、安全保障・経済の両面で、協力強化をかなり進めてきた。さらに、過去40年に基盤をなしてきた米中関係の安定性は損なわれている。こうした状況は現状を「維持」するための装置が十分に機能しないことを意味している。

米中関係は、台湾をめぐるでも当面のあいだ、かなり緊張したものになるだろう。米中両政府とも関係の破

綻を避ける意図をもつという一点においては現時点で一致しているが、それが合意に達しているわけではない。政治の季節を過ぎた後に、危機管理のために米中両政府が高い政治レベルで何らかの接触を行うことはあり得る。しかし、こうした緊張を引き起こしている背景、つまり中国による軍事的圧力や政治的な工作、また米台関係の強化を断念するような動きにつながることはまずない。

米議会を見ると、台湾政策法案が上院外交委員会を通過した。その内容は原案に比べれば、「二つの中国」政策そのものの見直しに着手するというよりは、台湾関係法にあるような、台湾の防衛力強化に力点を置いたものになっている。それでも、同法案は米台関係のさらなる強化を演出するものだ。中国の反応にもかかわらずワシントンの議論が進む以上、米中関係は引き続き緊張の加速要因を抱え続けることになる。

## TOPICS 今後の展望

中間選挙後の米国では、大統領選を念頭に置いた政治活動が活発化する。おそらく中間選挙では、下院が共和党優勢の構図になったとしても、上院は両党で大差がつかない結果に

なるだろう。両党は大統領候補選びをすんなりと進められる党内状況にはない。そうした状況において、米国内政治における党派対立は深刻なものになる。今夏に「CHIPPS・科学法」や「インフレ削減法」を成立させたバイデン政権だが、今後の2年間にどれほどの成果を上げられるかは未知数だ。

ロシア・ウクライナ戦争が長期化するほど、対中、対露という二つの戦略課題にどのようにリソースを配分すべきかという論点が浮上してくる。これは抽象的な議論にとどまらず、軍事支援や兵力態勢の議論にもつながってくる。

このように考えると、中長期的には米中対立を支える国内基盤が十分に米国側にあるか、という問題に気づくことになる。再三強調したように、中国への戦略的な意志は底堅く、それに向けた政策対応が駆使されているにせよ、国内基盤を必要とする実行力については不断の観察を要する。

米中対立という地政学上の課題が、グローバル化した経済社会活動の形を変えるほどに大きな影響を及ぼしている状況だ。これが当面変わらないとすれば、経済人はどのように発想

すべきだろうか。

第一に、自らが情報を収集する能力、また情報を専門に集める政府や民間機関、業界団体との連携の重要性が挙げられる。

第二に、一部の国による国内措置によって、自由貿易のルールが歪まないように、政府と連携した対応も必要だろう。また政府に対して、経済や人権、科学技術に関するインテリジェンス機能を強化し、必要な範囲で企業と共有すべきと求めるべきだろう。

第三に、高度な人材を国内で育成するだけでなく、その流出を防止し、さらに外部から惹きつけることでこそ、企業も国家も競争力を獲得できる。研究公正を確保した上で、人権上の配慮、多様性の確保を推進し、オープンな体制を作ることの必要性も最後に強調しておきたい。

### 参考文献

●佐橋亮『米中対立 アメリカの戦略転換と分断される世界』中央公論新社、2021年。

●佐橋亮「米中経済対立とバイデン政権」丁可編『米中経済対立—国際分業体制の再編と東アジアの対応』日本貿易振興機構アジア経済研究所、2022年（近刊）。

# 時々刻々

## 気候変動対策協力から見る 中国の対アフリカ戦略

●宮奥俊介 一般財団法人日中経済協会調査部主任

アフリカでの「一帯一路」の建設やワクチン外交の展開、そして2009年以来、地域にとって最大の貿易相手国としてのポジションを維持し続ける中国。しかし一方で、いわゆる「債務の罠」への懸念や、アフリカ各国への影響力を巡りロシアとともに欧米との対立が先鋭化するなど、豊富な資源を有し全土で14億の人口を擁するアフリカの大地で中国の存在感は増す一方である。

そうした中、21年11月に開催された第8回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC）閣僚級会議では習近平国家主席によるテレビ演説が行われるとともに、22年からの3カ年計画（「ダカール行動計画」）や35年までの長期計画（「中国・アフリカ協力ビジョン2035」）といった新たな合意文書の採択、400億ドルの資金提供も発表されるなど、中国が引き続きアフリカへのコミットメントを継続していく方針が示された。本稿では同じくFOCACで公表された「中国・アフリカ気候変動対策協力宣言」などを基に気候変動対策分野への協力をフォーカスし、同宣言などで示された方針や実際の取り組みを中国政府・企業の動向も交えて読み解きつつ、中国の対アフリカ戦略における気候変動対策協力の位置付けや今後の展望について考察する。

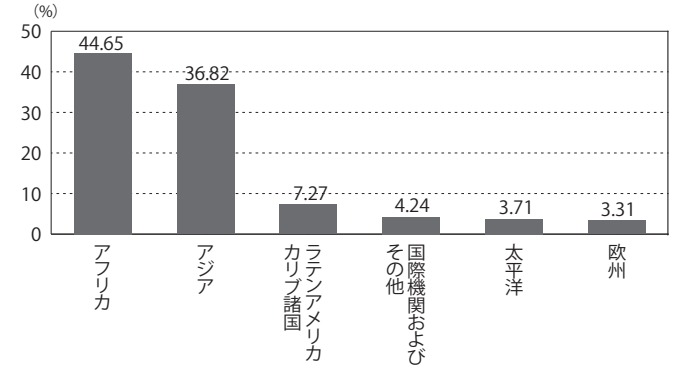
### アフリカで存在感を増し 続ける中国

本稿を執筆している22年8月28日、チュニジア共和国で開かれていた日本政府主催の第8回アフリカ開発会議（TICAD8）が2日間の会期を終え、開催地の名を冠した「チュニス宣言」を採択して閉幕した。同宣言においては「人への投資」、「成長の質」を重視し、今後3年間で官民総額300億ドル規模の資金投入を発表するとともに、「グリー

ン投資」やスタートアップなどへの「投資促進」、そして「人材育成」といった協力方針が示された。また同時にアフリカ開発銀行との協調融資や、債務健全化の支援のため最大10億ドルの特別枠を創設するなど、「開発金融」への取り組みも項目の一つに盛り込まれている<sup>注1</sup>。こうした特に「ヒト」を重視した、日本らしいアプローチを謳った背景には昨今アフリカへの攻勢を強める中国への対抗意識があった結果といえるだろう。

その中国はTICAD8から遡ること約9カ月前、21年11月29日から30日にかけて第8回中国・アフリカ協力フォーラム（FOCAC8）閣僚級会議をセネガルの首都ダカールで開催した。同フォーラムには共同議長国であるセネガルをはじめ53カ国のアフリカ諸国と、アフリカ連合（AU）の代表者が出席し、開催に合わせて習近平国家主席によるオンライン基調講演も行われた。講演の中で習主席は中国・アフリカ諸国との最初の外交関係樹立から65周

図1 2017～21年中国対外援助資金分配状況



(出所) 中華人民共和国中央人民政府「新時代の中国・アフリカ協力白書」

年の歴史を祝うとともに、帝国主義や植民地主義と共に闘ってきたこれまでの歩みを振り返りつつ、複雑化する国際情勢の中で新たな関係を築いていく必要性を訴えた<sup>注2</sup>。さらに同フォーラムの開催に先駆けては、國務院弁公室より「新時代の中国・アフリカ協力白書」と題する文書も発表された。この中で中国・アフリカの関係については、常に運命共同体であり、今後の連携・協力の発展は中国の対外政策の重要な礎であり、長期的にも揺るがない選択肢であると考えられた。同白書の発表に合わせて行われた会見では、呉江浩・

表1 「中国・アフリカ気候変動対策協力宣言」主なポイント

<ul style="list-style-type: none"> <li>●国連気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定は気候変動に対する国際協力の主要なチャネルかつ最も重要な多国間枠組みである。</li> <li>●国連気候変動枠組条約、京都議定書、パリ協定の実施のために全締約国と協力する。</li> <li>●これまでの締約国会議で合意された途上国の気候変動対策、資金の提供を含む COP26 の結果を歓迎する。</li> <li>●国際社会に対し気候変動に積極的に対応するための断固たる措置を講じ、アフリカ諸国を代表して COP27 を主催するエジプトへの支援を求める。</li> </ul>	<p>外交部部长助理が00年の中国・アフリカ協力フォーラム開始以降、中国が行ってきたインフラを中心とする建設支援（アフリカ連合会議センターや80以上の大規模な電力施設）そして130以上の医療施設など）や各分野における16万人以上の人材育成といった様々な支援実績を紹介し、その成果を強調した<sup>注5</sup>。同白書では、他にも近年中国が行ってきた世界の各地域への援助資金の分配状況も紹介されており、アフリカが支</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●2016年11月16日の「第一回アフリカ行動サミット」でのマラケシュ宣言の精神を堅持し、先進国に対し途上国、特にアフリカ諸国に対する資金・技術・能力開発の支援強化を求める。</li> <li>●先進国は資金提供の義務を果たし、20年までに予定されていた年間1000億ドルの資金援助のギャップを埋めるべく努力する。</li> <li>●20年以降の長期資金の手配、25年以降の「気候資金に関する新規合意数値目標」(NCQG: the New Collective Quantified Goal on Climate Finance) の策定開始に向けた作業を加速させる。</li> </ul>	<p>況も紹介されており、アフリカが支</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●気候変動への対応のために、「新時代の中国・アフリカ戦略的パートナーシップ」を確立する。</li> <li>●気候変動への対応のために、多国間協調・協力を強化し、中国・アフリカおよび途上国の全般的かつ正当な権益を共同で保護する。</li> <li>●気候変動への対応のために、中国・アフリカの南南協力をさらに強化し、協力分野を拡大する。</li> <li>●クリーンエネルギー、航空宇宙技術の気候変動対策への応用、農業、森林、海洋、低炭素インフラ建設、気象観測・予測、環境モニタリング、災害防止・低減などでの協力を強化する。</li> <li>●気候変動における様々な課題に共同で取り組むため、実践的協力プロジェクトを実施する。</li> </ul>	<p>出先全体の半数近くの割合を占め、重点的に分配されてきたことが分かる(図1)。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●気候変動への対応のために、中国とアフリカは締結した南南協力と三角協力プロジェクトの実施を加速する。</li> <li>●交渉中のプロジェクト協力文書の締結を推進し、関連の援助物資と設備の生産、輸送、配送をすすめ、低炭素・低温室効果ガスの実証エリア建設を促進する。</li> <li>●実施済のプロジェクトを基にアフリカにおける気候変動関連分野の専門家の育成を支援し、アフリカの気候変動に対応する技術支援を推進する。</li> <li>●中国・アフリカの気候変動に関する南南協力および三角協力プロジェクトの成果を活かし、アフリカの気候変動に対応する能力強化に協力する。</li> </ul>	<p>話をFOCAC8に戻す。同フォーラムでは21年から24年までの3カ年計画となる「ダカール行動計画」や「中国・アフリカ協力ビジョン2035」など新たな合意文書も採択された。「ダカール行動計画」は40近くの協力項目が列挙されており、政治・経済面に加え、社会開発や学術研究などでの協力、ま</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●南南協力と「一帯一路」の枠組みの下、中国とアフリカは気候変動に対応するハイレベルフォーラムを開催する。</li> <li>●中国・アフリカ3カ年特別行動計画の立ち上げを含め、気候変動対応への中国・アフリカの交流と協力をさらに深める。</li> <li>●中国はアフリカにおける「緑の万里の長城：Great Green Wall」計画の実施を支援する。</li> <li>●中国は高解像度地球観測システム、北斗衛星測位システム、風雲などの科学技術の成果を十分に応用し、防災・減災と気候変動対策における中国・アフリカの技術協力を強化するとともに、それによるアフリカの気候変動への対応力向上を図る。</li> <li>●中国は「アフリカ農業適応イニシアティブ」、「アフリカ適応イニシアティブ」など、気候変動に対応するアフリカのイニシアティブを支援する。</li> </ul>	<p>た昨今の情勢を反映してデジタルエコノミーやサイバーセキュリティといった項目も含まれている<sup>注4</sup>。さらに「中国・アフリカ協力ビジョン2035」は、前述の習主席の講演でも言及された初の長期目標であり、今後特に注力していくとされる医療分野、貧困削減、貿易・投資促進などの9項目が掲げられ、注5。今回発表された援助資金額が400億ドルと、前回フォーラム時より200億ドル縮小されたものの、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●中国・アフリカは、革新的、協動的、グリーン、オープンで持続可能な開発を共同で提唱し、新型コロナウイルス感染症流行後の世界経済の「グリーン回復」の促進に努める。</li> <li>●中国はビッグデータや人工知能(AI)などの技術的成果を応用し、より効果的な気候変動への対応を図る。</li> <li>●中国はアフリカにおける持続可能な開発の強力な支援者として、中国・アフリカ協力フォーラムの枠組みの中で多くのクリーンエネルギーとグリーン開発プロジェクトを実施する。</li> <li>●中国はアフリカ諸国が太陽光、水力発電、風力、バイオガスなどの再生可能エネルギー源をより良く利用できるよう支援する。</li> <li>●中国はアフリカにおける太陽光、風力などの再生可能エネルギー、省エネ技術、ハイテク産業、グリーン低炭素産業などの低排出プロジェクトに対する投資規模をさらに拡大する。</li> <li>●中国は中国国外での新たな石炭発電プロジェクトの建設を行わず、アフリカ諸国のエネルギー構造の最適化、産業構造の高度化の促進を支援する。</li> <li>●中国は都市計画や廃棄物管理方法が最適化したスマートシティの構築、グリーン、低炭素、質の高い発展の達成に貢献する。</li> </ul>	<p>中国・アフリカ気候変動対策協力宣言</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●気候変動対策への投資と融資に関する協力により中国とアフリカの実務的な協力を促進し、投資と融資の基準、その他の政策制度の確立において双方の交流と協力を強化する。</li> <li>●中国・アフリカの金融機関が「一帯一路」グリーン投資の原則を履行するよう促す重要な側面があることに同意する。</li> <li>●中国・アフリカは、アフリカ開発銀行をはじめとする地域金融機関と気候変動対策への投資・資金調達分野で協力を強化する。</li> <li>●中国・アフリカは、双方の金融機関と非金融企業がプロジェクト協力における環境リスク管理を強化し、気候・環境情報の開示と共有のレベルを向上させる。</li> <li>●グリーン・低炭素サプライチェーン構築を旨とし、気候変動対策への投資と融資における中国・アフリカ協力の促進を奨励・支援する。</li> <li>●中国・アフリカは、地域開発銀行と他の金融機関および緑の気候基金を含む気候変動資金メカニズムとの間の自発的な協力への支援を重視する。</li> <li>●中国・アフリカは、対象となる天然ガス火力発電とグリーン水素エネルギー開発プロジェクトが、グリーン投資と融資の支援を受けられるよう支援する。</li> <li>●アフリカでは既に、公的な開発援助を上回る自己資金を気候変動への対応に投入している。</li> </ul>	<p>こうした中長期の行動計画・目標が示された一方で、新たにアフリカにおけるグリーン発展と協力推進に向けた「中国・アフリカ気候変動対策協力宣言」と題する文書も発表された。同文書では冒頭で、「中国と</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●中国・アフリカは、中国アフリカ環境協力センターのプラットフォームを活用し、グリーン開発に関する協力を強化し、気候変動に対応するための協力プロジェクトの実施を支援する。</li> <li>●中国・アフリカは、中国アフリカ共同プログラムを推進し、協議や訓練を行う。</li> <li>●中国アフリカグリーンイノベーションプログラムを推進し、グリーン、リサイクル、低炭素技術に関する協力を実施する。</li> <li>●国連の持続可能な開発2030アジェンダと持続可能な開発目標およびAUアジェンダ2063の達成に向けてアフリカの能力を向上させる。</li> </ul>	<p>中国・アフリカ気候変動対策協力宣言</p>

(出所) 中国外交部 HP「中国・アフリカ気候変動対策協力宣言」より作成

表2 中国企業によるアフリカでのクリーンエネルギー協力事例

国	内容
ケニア	<b>北東部・ガリッサ郡</b> 中国企業の建設による東アフリカ最大の太陽光発電所 (50MW) 2019年に試運転開始後、7,600万 kWh 以上の平均年間発電量を達成 7万世帯、38万人以上の電力需要を満たし、効果的にケニアの電力不足問題を軽減 ケニアエネルギー省が中国輸出入銀行からの融資を受けて建設
南アフリカ共和国	<b>北ケープ州</b> デア風力発電所 (2017年稼働) 中国がアフリカで初めて投資・建設・運営を一体的に請け負ったプロジェクト 年間約7.6億 kWhのクリーン電力を地域に安定的に供給、21.58万tの標準石炭を節約 61.99万tのCO <sub>2</sub> 排出量削減に相当する電力生産
中央アフリカ共和国	<b>首都バンギ</b> 太陽光街灯整備プロジェクト 市内の主要道路に太陽光発電の街灯を200基提供、その後も街灯の交換、破損の修理

(出所) 中国石油協会 HP 「勢いを増す中国・アフリカのクリーンエネルギー協力」より作成

「中国がアフリカの関連する取り組みを支援する」といった内容の宣言

53カ国のアフリカ諸国およびアフリカ連合代表団は、気候変動とその影響が共通する緊急課題であり、今日直面する最も深刻な課題の1つと認識する」としつつ、「グリーン・低炭素化を加速させ、気候変動の影響を緩和し持続可能な開発に向け、(中略) : 世界最大の発展途上国である中国と、途上国が最も集中している大陸であるアフリカの気候変動対策協力における貢献を認識し合い、

がなされている。また国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)における合意内容を「歓迎する」とした一方で、先進国に対しては、アフリカ諸国に対する技術・能力開発などへの支援の強化を求めるとともに、「資金提供の義務を果たすまでである」、などといった調子で批判する部分も見られる。

さらには中国・アフリカは気候変動対策に向け、「新時代の中国・アフリカ戦略的パートナーシップ」を確立しつつ、中国・アフリカおよび途上国の正当な権益を守ることを目的に協力対象分野は南南協力を含め、クリーンエネルギー、航空宇宙技術からの応用、農業、森林、海洋、インフラ、環境モニタリング、災害防止などへも拡大する旨が謳われている。またアフリカにおける「一路」の建設推進とともに、気候変動に関するハイレベルフォーラムの開催や3カ年計画の立案、「緑の万里の長城: Great Green Wall」計画への実施支援、くわえて高解像度地球観測システムや北斗衛星測位システム、ビッグデータや人工知能(AI)などの最新技術を応用・駆使して気候変動対策をより効果的なものにするとも述べており、援助規

模など、「量」より「質」の高い貢献を重視した協力への変化が見られる。特にこの点は、太陽光、水力、風力、バイオガスなどの再生可能エネルギー源の活用や、省エネ技術・グリーン低炭素産業などに対する投資規模のさらなる拡大、アフリカ諸国のエネルギー構造の最適化、産業構造の高度化の促進支援を謳った項目やスマートシティの構築、といった目標が掲げられている点などにおいても明らかである(表1)。

こうした政府方針を受け、企業がそれに合わせた方針を立て推進することは、中国ではよくあるが、アフリカにおける気候変動対策への協力についても同様に、様々な企業が現地で新たなプロジェクトに着手している。これまでも中国企業は走出去(政府による企業の海外進出支援)など政策的支援を受け、資源、そして巨大市場という新たなフロンティア獲得のため、アフリカでの事業展開を拡大させてきた。こうした中、ウクライナ情勢や原材料価格の高騰とそれに伴う世界的なインフレに伴い各国でエネルギー安全保障への重要性が増しており、アフリカでのグリーントランスフォーメーション(GX)推進に向け、特にクリーンエネルギー分野での事業展開などが活発化している。

### 気候変動対策協力に見る中国の戦略性

21年9月に商務部が発表した「2020年度中国対外承包工程統計公報」によると、水力、風力に太陽光発電などを含めた電力プロジェクトの建設の中国企業の請負件数は世界143カ国に及び、案件数は1504件、契約額は507億3000万ドルに上り、うち水力、風力、太陽光に原子力発電を加えた「グリーン環境保全」類の電力プロジェクトは280件、201億ドルで全体の39.6%を占めたという注6。

またアフリカにおける主な協力事例としては、中国水利電力対外有限公司によるギニアでの水力発電所のプロジェクトなどの他、中国石油企業協会によると、表2の事例のように太陽光、風力、バイオガスなど各種のクリーンエネルギー開発プロジェクトが実施されているという。

では、中国がアフリカの気候変動対策への協力にフォーカスした理由、戦略とはどういったものであるのか。これまでも一方的な支援に終始せず、協力・協調を重視しつつそ

の見返りを求めてきた中国にとってのメリットを把握することは、その戦略性を理解する上で重要である。この点については、先に述べたようなアフリカへの影響力確保や債務問題などについての欧米からの批判をかわすことに加え、中国の国際的プレゼンスの底上げといった目的も考えられるものの、特に①新たなビジネスチャンスの模索、②アフリカ鉱物資源の確保、③将来的なカーボンプライシング、カーボンクレジット制度の導入を見据えた長期的戦略以上の3点が大きな理由ではないかと筆者は考える。

①新たなビジネスチャンスの模索

まず、21年9月の国連総会において習主席が宣言した、今後、途上国を含む海外での石炭火力発電プロジェクトの新設は行わないとする方針に基づくものだ。これにより、かつて「一带一路」の沿線国で数多く手がけてきた発電プロジェクトの化石燃料からの脱却と、再生可能エネルギーを中心としたグリーン発展の必要性が高まったものといえる。22年3月には国家発展・改革委員会を含む4部門が「一带一路の共同建設によるグリーン発展推進に関する意見」<sup>8</sup>を発表し、この分野での協力

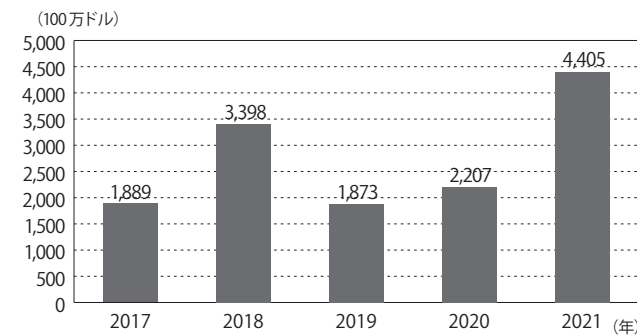
強化を謳っている一方、関連設備や製品そして技術の輸出やインフラ支援で新たな市場の開拓を模索しているものと考えられる<sup>注9</sup>。先に述べた通り、現状は電力インフラ建設企業などを中心としたものであるものの、低炭素都市の構築といったプロジェクト、中国製EVの普及なども、今後のアフリカの発展に伴う新たなビジネスチャンスとして期待されるだろう。

同時に新たなビジネスチャンスの模索は、雇用創出の観点からも非常に重要といえる。本号スペシャルレポートで取り上げた通り、22年以降の経済の落ち込みは雇用・労働市場へ大きな打撃を与えており、特に大卒者を中心とした若年層の失業率の高さとその是正は政府にとっても優先課題の一つとなっているが、今後こうした就業機会を求める若年層などが、アフリカの地で雇用機会を求める可能性も出てくるのではないだろうか。

一方で米ジョンズホプキンス大学の中国・アフリカ研究イニシアティブ (China Africa Research Initiative) によると、20年末までのアフリカにおける中国人労働者数は前年比43%減の10万4074人で、新型

コロナウイルス感染症の世界的流行による渡航困難の影響があるとはいえず、15年の26万3659人をピークに年々減少傾向が続いているという(うち上位5カ国は、アルジェリア、ナイジェリア、エチオピア、コンゴ民主共和国、アンゴラで全体の46%を占める)<sup>注10</sup>。かつてのような単純労働者・肉体労働者を大量に送り込むというモデルでは、現地で雇用を生まないとといった批判を受けてしまうことに加え、中国の経済発展とともに、時に危険を伴う文化的にも大きく異なるアフリカの地での就業を労働者自身も忌避する傾向があるも

図2 中国のコンゴ共和国からのコバルト輸入額の推移 (2017～21年)



(出所) 図1に同じ

のと推察される。今後は現地での雇用機会のさらなる拡大、職種の多様化とともに、補助金支出など政策的支援もカギとなるだろう。

②アフリカ鉱物資源の確保

資源獲得を目的としたアフリカとの関係構築という点は以前からのものと言えるが、現在中国が特に注力しているのは資源の中でもEVバッテリーの材料となるレアメタルの確保であろう。21年、国内EV販売台数が約294万台に達し保有台数も世界最大となった中国は22年以降も景気底上げのためEV購入促進の補助政策を継続させるとしており、レアメタル確保は優先課題の一つとなっている。特にコンゴ共和国はバッテリーの原材料の一つであるコバルトに関して世界有数の埋蔵量を誇っており、19年以降、中国への輸出量も年々増加傾向にある(図2)。

またこれはアフリカにおけるグリーン発展への協力に限らず、中国にとっても重要産業と位置付けるEV業界の発展と普及という点でもメリットが大きく、「中国・アフリカは、革新的、協動的、グリーン、オープンで持続可能な開発を共同で提唱し、新型コロナウイルス感染症

流行後の世界経済の『グリーン回復』の促進に努める」とした「中国・アフリカ気候変動対策協力宣言」にも合致するものである。

③将来的なカーボンプライシング、カーボンクレジット制度の導入を見据えた長期的戦略

最後に、世界各国で導入が進むカーボンプライシング、カーボンクレジット制度が将来的にアフリカ各国で導入されることを見据えての協力としての側面も考えられる。

21年に世界最大規模の全国統一炭素排出権取引市場を設立し取引を開始した中国では、他国においても国際的制度的活用により、中国企業のクレジット調達の拡大といったチャンスが生まれ得る。また同時にアフリカ各国で炭素排出量削減の技術的支援を行うとともに、各国独自での制度導入を中国が主導的にサポートするという側面も考えられるだろう。さらには将来的に例えば日本が行っているJCM (Joint Crediting Mechanism) のように、途上国をパートナーとして低炭素技術の普及などによる協力を通じて自国のNDC達成に活用するような制度を中国も導入し、仮に国内の削減枠が頭打ちと

なるような事態に陥った場合、アフリカをはじめとする途上国での削減に協力することで、それを補いつつ、国際的なアピールにもつなげるという可能性も考えられる。

### まとめ

以上見てきたように、中国によるアフリカ気候変動対策への協力は、国際的な動向を意識しつつ、自国への恩恵も抜け目なく見据えた、長期的な戦略に基づくものであるといえる。他方で、ウクライナ情勢の緊迫化・長期化と、それに伴う欧州を中心としたエネルギー不安といった問題が複雑性を増しながら、各国の気候変動対策にも深刻な影響を及ぼしつつある。それは中国が謳うアフリカのエネルギー構造の最適化などにも影を落としかねず、11月にエジプトで開催予定のCOP27での議論を停滞させる可能性をもちらむものである。

また近年各地での豪雨による水害や早魘の被害が増す中で、世界最大のCO<sub>2</sub>排出国として中国が果たすべき役割の大きさはあらためて言うまでもないことであり、高らかに宣言されたこの文書が着実に実施されることを日本も含めた国際社会は注

視していく必要がある。そして同時にこのテーマに限らず、また本稿も例に漏れず言えることだが、「アフリカ」を一括りにして論じることなく地域ごと、各国ごと、さらには民族的に異なる状況や事情を常に考慮する必要性も頭に入れておくべきであろう。



注1：外務省「第8回アフリカ開発会議 (TICAD8) (チュニジア開催) 結果概要 [https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/page24\\_001517.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/page24_001517.html)

注2：外交部「第8回中国・アフリカ協力フォーラム (FOCAC8) 閣僚会議開幕式での習近平国家主席の基調講演 (全文)」[https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202111/20211129\\_10458568.shtml](https://www.fmprc.gov.cn/web/zyxw/202111/20211129_10458568.shtml)

注3：新華網「國務院新聞辦公室が『新時代の中国・アフリカ協力白書』を発表」[http://www.news.cn/world/2021-11/26/c\\_1128102428.htm](http://www.news.cn/world/2021-11/26/c_1128102428.htm)

注4：中華人民共和国中央人民政府「第8回中国・アフリカ協力フォーラム (FOCAC8) デカール行動計画 (全文)」[http://www.gov.cn/xinwen/2021-12/02/content\\_5655364.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2021-12/02/content_5655364.htm)

注5：国家国際発展合作署「中国・ア

フリカ協力ビジョン2035」[http://www.cidca.gov.cn/2021-12/09/c\\_1211480567.htm](http://www.cidca.gov.cn/2021-12/09/c_1211480567.htm)

注6：商務部「2020年度中国対外承包工程統計公報」<http://www.mofcom.gov.cn/article/tongjiziliao/dgz/202109/20210903196388.shtml>

注7：国家発展・改革委員会「一帯一路の共同建設によるグリーン発展推進に関する意見」[https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202203/t20220328\\_1320630.html?code=&state=123](https://www.ndrc.gov.cn/xwdt/tzgg/202203/t20220328_1320630.html?code=&state=123)

注8：JETRO「日本貿易振興機構」ビジネス短信「一帯一路関係国と交通・エネルギーなどの分野でグリーン協力を推進、新規の海外石炭火力プロジェクトは停止と明記」<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/04/e09f7dcd9f36c1f1.html>

注9：ジョンズホプキンス大学中国・アフリカ研究イニシアティブ (China Africa Research Initiative) "DATA: CHINESE WORKERS IN AFRICA" <http://www.sais.cari.org/data-chinese-workers-in-africa>

注10：外務省「気候変動二国間クレジット制度 (JCMD)」[https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w\\_000122.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page1w_000122.html)

# 定」と第23号「金融資産の移転」

デロイト中国上海事務所 日系企業サービスグループ  
シニアマネジャー 築田 武尋

金融資産を分類変更する場合、分類変更日から将来に向かって関連する会計処理を適用し、過去に認識した利得、損失（減損損失または利得を含む）または利息を遡及的に調整しません（表2）。

表2 分類変更のパターン

分類変更前	分類変更後	分類変更に関する処理
償却原価で測定される金融資産	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	分類変更日の公正価値で金融資産を測定する。差額は純損益に認識する。
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	分類変更日の公正価値で金融資産を測定する。差額はその他の包括利益に認識する。（※1）
その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	償却原価で測定される金融資産	過去にその他の包括利益で認識した累積利得または損失を取り崩し、分類変更日における当該金融資産の公正価値を調整し、新たな帳簿価額として当該金融資産が償却原価で測定されていたかのように調整する。（※1）
	純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	金融資産を引き続き公正価値で測定する。過去にその他の包括利益で認識した累積利得または損失を純損益として認識する。
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	償却原価で測定される金融資産	分類変更日における公正価値を新たな帳簿価額とする。（※2）
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産	金融資産を引き続き公正価値で測定する。（※2）

（※1）実効金利および予想信用損失の測定について分類変更による修正は行わない。  
（※2）実効金利は分類変更日現在の公正価値に基づいて算定される。分類変更日から金融資産の減損関連規定を適用し、分類変更日を当初認識日として扱う。

## 6. 金融商品の認識の中止

### (1) 金融資産の認識の中止

以下のいずれかの条件を満たす場合、金融資産の認識を中止します。

- ①当該金融資産からキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利が消滅した場合
- ②当該金融資産のリスクと経済価値のほとんどすべてを移転した場合

### (2) 金融負債の認識の中止

金融負債（またはその一部、以下同様）の現在の義務が消滅した場合、金融負債の認識を中止します。

企業（借手）と貸手との間で、当初の金融負債を新たな金融負債と交換する契約が締結され、新たな金融負債と当初の金融負債の契約条件が実質的に異なる場合、企業は当初の金融負債の認識を中止し、新たな金融負債を認識します。企業が当初の金融負債の契約条件を大幅に変更した場合、当初の金融負債の認識を中止し、同時に変更後の条件に従って新たな金融負債を認識します。

## 7. 利得または損失

金融資産または金融負債に係る利得または損失については、以下の表のとおり会計処理します。ただし、利得または損失がヘッジ会計の規定するヘッジ関係の一部である場合は、ヘッジ会計を適用します。また、分類変更時の利得または損失の処理については、上述「5. 分類変更」を参照ください（表3）。

表3 利得または損失の会計処理

分類	パターン	利得または損失の会計処理
公正価値で測定する金融資産または金融負債	原則 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された金融負債であり、かつ、企業自身の信用リスクの変動から生じる公正価値の変動をその他の包括利益で認識する場合	純損益として認識する。 金融負債の公正価値の変動のうち、企業自身の信用リスクの変動に起因するものは、その他の包括利益として認識する。その他の変動は、純損益として認識する。
償却原価で測定する金融資産	認識の中止時、実効金利法による償却、減損の認識時	純損益として認識する。
償却原価で測定する金融負債	認識の中止時、実効金利法による償却	純損益として認識する。

なお、以下の3つの条件を満たす場合、受取配当金を純損益に認識します。

- ①企業が配当の支払を受ける権利が確定している。
- ②配当に関連した経済的便益が企業に流入する可能性が高い。

③配当の金額を信頼性をもって測定できる。

## 金融商品の予想信用損失

### 1. 予想信用損失の認識

貸借対照表日において、金融商品の信用リスクが当初認識時から著しく増大しているかどうかを評価し、以下の状況に応じて損失評価引当金を測定し、予想信用損失を認識します。

#### (1) 信用リスクが当初認識時から著しく増大した場合

金融商品の全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定します。なお、金融商品の全期間の予想信用損失とは、金融商品の予想存続期間におけるすべての債務不履行の可能性から生じる予想信用損失をいいます。

#### (2) 信用リスクが当初認識時から著しく増大していない場合

今後12カ月の金融商品の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定します。なお、今後12カ月の予想信用損失とは、貸借対照表日（基準日）後12カ月以内に発生しうる金融商品の債務不履行事象から生じる予想信用損失であり、全期間の予想信用損失の一部です。

#### (3) 信用リスクが当初認識時から著しく増大した状況ではなくなった場合

金融商品の損失評価引当金を今後12カ月の予想信用損失に等しい金額で測定し、その結果生じる損失評価引当金の戻入れは、減損利得として純損益に計上します。

### 2. 予想信用損失の測定（一般的なアプローチ）

以下の各要素を反映して、金融商品の予想信用損失を測定します。

- ①一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ②貨幣の時間価値
- ③過去の事象、現在の状況および将来の経済状況の予測についての、貸借対照表日において過大なコストや労力を掛けずに入手可能な合理的で裏付け可能な情報

予想信用損失は、金融商品の信用損失を債務不履行リスクで加重平均したものです。信用損失は、契約に基づいて企業が受け取るべき契約上のキャッシュ・フローと回収が見込まれるキャッシュ・フローとの差額を当初の実効金利で割り引いたもの、すなわちすべての現金不足額の現在価値です。

キャッシュ・フローの見積りにおいて、予想存続期間を通じて金融商品のすべての契約条件（例えば期限前償還、期限延長、コールオプションやその他類似のオプション等）を考慮します。また、キャッシュ・フローには、保有している担保の売却によるキャッシュ・フローや、契約条件の一部である他の信用補完により生じるキャッシュ・フローを含める必要があります。

### 3. 予想信用損失の測定（単純化したアプローチ）

以下の項目については、常に全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定します。

#### (1) 以下のいずれかの条件を満たす営業債権または契約資産

- ①重大な金融要素を含んでいない、または1年を超えない契約で金融要素を考慮しない場合
- ②重大な金融要素を含むが、会計方針の選択により、全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定する場合
- (2) 全期間の予想信用損失に等しい金額で損失評価引当金を測定する会計方針を選択したリース債権



# 中国ビジネス Q&A 中国新会計準則第22号「金融商品の認識及び測定」

**Q** 2021年度より在中日系子会社において、収益、リース、金融商品の新会計準則が適用になっていますが、特に金融商品は難解であることから、重要なポイントを教えてください。

**A** 国際会計基準(IFRS)とのコンバージェンスの観点から、IFRS9号「金融商品」と同等性を有する企業会計準則第22号「金融商品の認識及び測定」(财会「2017」7号)、第23号「金融資産の移転」(财会「2017」8号)が新たに発行され、2021年度より非上場会社においても適用されています。これにより、新準則を適用する日系中国子会社においても、IFRSとほぼ同等の会計基準が適用されています。

## 金融商品の認識および測定

### 1. 金融商品の定義

金融商品とは、一方の企業にとっての金融資産を、他の当事者にとっての金融負債または資本性金融商品を生じさせる契約を指します。

### 2. 金融商品の認識

企業は、金融商品の契約の当事者になった場合に、金融資産または金融負債を認識します。通常の方法による金融資産の購入または売却の場合、企業は、取引日に受け取るべき資産およびそれに対して支払うべき負債を認識する、あるいは取引日に売却する資産の認識を中止し、同時に処分利益または損失を認識し、買手に対する債権を認識します。通常の方法による金融資産の購入または売却とは、通常、規制または市場慣行により決定されるスケジュールに従って金融資産を引き渡すことを契約条件とする金融資産の購入または売却をいいます。

### 3. 金融資産の分類

#### (1) 金融資産の分類

金融資産の管理に関する企業の事業モデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に従って、以下の3つに金融資産を分類します。

##### ① 償却原価で測定される金融資産

以下の2つの条件を満たす場合、償却原価で測定される金融資産に分類します。

- ・金融資産の管理に関する企業の事業モデルは、契約上のキャッシュ・フローの回収である。
- ・金融資産の契約条件が、特定の日に発生するキャッシュ・フローが、元本および元本残高に対する利息の支払のみであることを規定している。

##### ② その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産

以下の2つの条件を満たす場合、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類します。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と金融資産の売却の両方を目的とする事業モデルで金融資産を管理している。
- ・金融資産の契約条件が、特定の日に発生するキャッシュ・フローが、元本および元本残高に対する利息の支払のみであることを規定している。

なお、売買目的保有ではない資本性金融商品への投資については、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産として指定することができます。

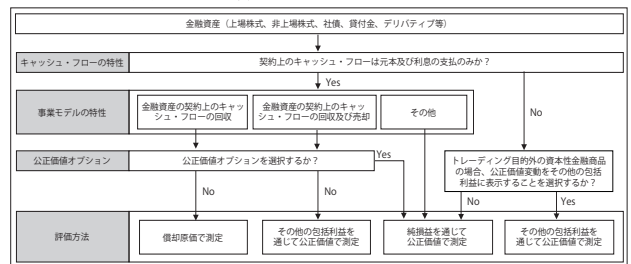
##### ③ 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産

上記①および②以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産に分類します。

なお、金融資産の管理に関する企業の事業モデルとは、企業がキャッシュ・フローを生み出すために、金融資産をどのように管理しているのかをいいます。また、金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性とは、

金融商品の契約上約束された関連する金融資産の経済的特性を反映したキャッシュ・フローの属性をいいます(表1)。

表1 金融資産の分類フローチャート



子会社または持分法を適用する関連会社等以外の非上場株式や出資金について、公正価値で評価することが要求されている点が重要です。

#### (2) 金融負債の分類

金融負債は、以下の項目を除き、償却原価で測定される金融負債に分類します。

① 純損益を通じて公正価値で測定される金融負債。これには売買目的で保有する金融負債(金融負債であるデリバティブを含む)および純損益を通じて公正価値で測定される金融負債として指定した金融負債が含まれる。

② 金融資産の移転が認識の中止の条件を満たさない場合、または移転された金融資産への継続的関与から生じる金融負債。

③ 上記①または②に該当しない金融保証契約、および①に該当しない市場金利を下回る金利によるローン・コミットメント。

### 4. 金融商品の測定

#### (1) 当初認識時の測定

金融資産または金融負債は当初認識において、公正価値で測定します。なお、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債については、関連する取引費用を純損益として直接認識します。その他の分類の金融資産または金融負債については、関連する取引費用を当初認識額に含めます。

なお、営業債権が重大な金融要素を含んでいない、または1年を超えない契約で金融要素を考慮しない場合には、営業債権を取引価格で当初測定します。

#### (2) 認識後の測定

金融商品の分類ごとに、償却原価、その他の包括利益を通じて公正価値、または純損益を通じて公正価値で、それぞれ事後測定します。

### 5. 分類変更

金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合、影響を受けるすべての関連する金融資産を分類変更します。なお、金融負債はすべて分類変更することはできません。

2022年9月

# 情報クリップ

## ■ 9/7 「日中省エネルギー・環境技術データバンク マッチング交流会【緑色発展連盟編】」を開催

当協会と国家級経済開発区緑色発展連盟（緑盟）による共催。中国側からは商務部アジア司の尹剛処長らが出席した。緑盟に加盟する3つの経済開発区と2社が発言し、日本側も7社が発言。また、日中合わせて50人以上が視聴し、総勢80人あまりが参加した。日中双方の企業からはカーボンニュートラル・カーボンピークアウト目標へ向けた各企業の技術プレゼンのほか、後半セッションでは日中企業間、および経済開発区と日本企業間での個別マッチング面談が行われた。

## ■ 9/12 第4回賛助会員セミナー

政策研究大学院大学政策研究院の風木淳参与と森・濱田松本法律事務所の石本茂彦弁護士を講師に招き、「経済安全保障をめぐる最新動向」をテーマに開催した。日中、そして米国やEU独自の経済安全保障政策に関心が高まる中、企業が取るべき対応とその留意点に関して法律解釈を交えて詳しく解説した。参加者からは質疑応答でも多数の質問が寄せられ、講演後のアンケートでも「経済安全保障の概念や仕組みを体系的に理解できた」などと好評を博した。

## ■ 9/22 李克強総理と日本経済界とのハイレベル オンライン対話を実施

李克強総理と日本経済界とのハイレベルオンライン対話が9月22日に開催された。経団連十倉雅和会長、当協会宗岡正二会長を含む15人あまりの経済界トップが参加し友好的なムードの中、忌憚のない意見交換を行った。

宗岡会長は、この2年間派遣が見送られている当協会



提供：経団連国際協力本部

訪中代表団について、新型コロナウイルスの早期感染収束と、両国間の往来が再開した暁には直接北京にて再会することに期待感を示し

つつ、中国の事業環境改善の重要性を表明した。

李総理は「過去、中日関係は紆余曲折を経た時期もあるが、その時も経団連、日中経済協会ら経済界は毎年訪中することを継続し、そのたびに、中国の総理として時間が許せば必ず日本経済界とお会いしていた。中日関係が良い時は、会見時間も長かった。我々の共通の目標は中日関係を安定させること」と応じ、日中双方が経済協力を深めていくことを確認した。

## ■ 9/29 「香港特別行政区設立 25 周年記念・香港 昼食講演会 2022」を後援

関西日本香港協会、香港貿易発展局主催、大阪商工会議所共催による本記念講演会を当協会関西本部が後援した。リッキー・フォン香港貿易発展局大阪事務所長から「香港・GBA（大湾区）の今を知る」、金銅重弘チョーヤ梅酒株式会社代表取締役社長から「中国への入り口香港から、中国の出入り口香港への転換」と題した講演、中田武正インベスト香港（香港投資推進局）西日本担当コンサルタントから「コロナ禍でも香港で成功している日本企業」についての情報発信が行われ、ビジネス環境の安定とさらなる活性化を希求する香港への理解が深まる機会となった。

**J+C ECONOMIC JOURNAL**

2022年12月号は・・・

■ SPECIAL REPORT

**中国の新時代を支える  
最新食品ビジネス**

### 編集後記

中国の友人によると、学生に人気の就職先は煙草・電力等の独占系 > 公務員、IT 大手 > 教職等 > 国有 > 外資系 > 香港台湾系 > 民営の順だという。公務員試験は凄まじい倍率となり、コネもなく宅配デリバリーに働き口を求める若者も少なくないそうだ。大学は出たけれど…大切に育てられてきた一人っ子たちのプレッシャーは相当なものだろう。失業率の高まりは社会の不安要因となり得るが、新たな指導部と領袖はさていかにその解決策を見出すのだろうか。（宮奥）

### \*購読のお申し込み先

東京官書普及株式会社

政府刊行物東京サービス・ステーション

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町1-2  
TEL. 03-3292-3701 FAX. 03-3292-1670

下記ホームページからもお申込みになります。

URL: <https://www.tokyo-kansho.co.jp>

Amazon Japan でもご購入できます。

## 日中経協ジャーナル

2022年11月号（通巻第346号）令和4年10月25日発行

発行人 高見澤学

編集人 宮奥俊介

発行所 一般財団法人日中経済協会

JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION

東京 〒106-0032 東京都港区六本木1-8-7 MFPR 六本木麻布台ビル6階

TEL. 03-5545-3111 FAX. 03-5545-3117

大阪 〒540-0029 大阪市中央区本町橋2-8 大阪商工会議所ビル2階

TEL. 06-4792-1776 FAX. 06-4792-1778

URL: <https://www.jc-web.or.jp>

禁無断転載 © JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION 2022

デザイン・印刷 ホクエツ印刷株式会社 TEL. 03-5245-8821

\*当財団会員の誌購読料は会費に含まれております。

定価 880円（本体 800円＋税 10%） ISBN978-4-88880-317-5 C2033



# 中国遼寧省

## 輸出商品展示会

第3回

2022 11.29 tue → 12.1 thu  
(29日・30日 10:00～17:00 / 1日 10:00～16:00)

会場

### マイドームおおさか

大阪市中央区本町橋2番5号

〈Osaka Metro〉

堺筋線:

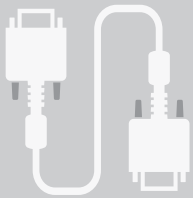
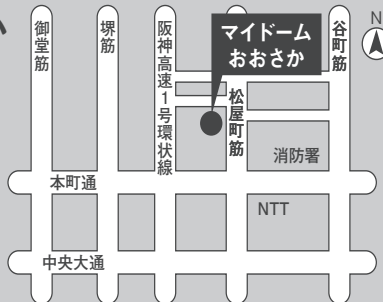
堺筋本町駅12号出口から徒歩6分

中央線:

堺筋本町駅1号出口から徒歩6分

谷町線:

谷町四丁目駅4号出口から徒歩7分



中国遼寧省より機電設備、自動車部品、建材、食品、医薬、軽工業、  
アパレル、ギフト・日用品、冶金・石油化学等の企業が出展!

入場無料

遼寧展 Q

[www.liaoning-expo.jp](http://www.liaoning-expo.jp)

ご来場をお待ちしております。



主催: 遼寧省人民政府

共催: 遼寧省商務庁、一般社団法人日中経済貿易センター、中国銀行東京支店、大阪商工会議所

お問合せ: 一般社団法人日中経済貿易センター 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル2階 TEL:06-4704-2511 FAX:06-4704-2512

# 2022深圳市グローバル投資促進プロモーション大会

## 日本分大会

深圳

現在、深圳市は「粵港澳大湾区（広東・香港・マカオグレーターベイエリア）」及び「中国の特色ある社会主義先行モデル地区」を連動的に推進し、「深圳経済特区」及び「先行モデル地区」を協同的に構築する発展の絶頂期にあります。また「深圳の総合的な改革パイロットの導入」及び「前海深港現代サービス業協力区の改革開放の全面的な深化」との改革試行、そして、中国の特色ある社会主義法治先行モデル都市建設及び粵港澳大湾区におけるハイレベルな人材高地構築という重大な戦略的機会を迎えました。

昨年に続き今年度も深圳で2022深圳市グローバル投資促進プロモーション大会を開催致します。このたび、本大会に先立って日本分大会は東京で開催する運びとなりました。

深圳の最新経済動向やビジネス環境・産業政策をご説明するほかに、日本に進出した地元の代表企業並びに深圳に投資している日系企業によるそれぞれの視点から、深圳の最新情報と投資経験及び市場動向などについてご紹介させていただく予定をしております。

ぜひご参加を賜りますよう、ご案内を申し上げます。

### 開催概要

日時：2022年11月18日(金) 15:00～18:00 (日本時間)  
会場：〒102-8578 東京都千代田区紀尾井町4-1  
ホテルニューオータニ ザ・メイン アーケード階 おり鶴 麗の間  
主催：深圳市商務局、深圳市駐日経済貿易代表事務所  
協力：一般財団法人日中経済協会  
定員・申込期限：100名  
※11月14日(月) 締切 (但し定員になり次第、締め切らせて頂きます)  
参加費：無料  
使用言語：中国語・日本語 (同時通訳有)

### お問合わせ先

深圳市駐日経済貿易代表事務所  
〒105-0013  
東京都港区浜松町1-30-5  
浜松町スクエアステューディオ1908号室  
TEL：03-5733-2244  
FAX：03-3432-5333  
E-mail：ouseki@shenzhenoffice.jp  
URL：www.shenzhenoffice.jp

### 日中経済協会の出版案内

好評  
発売中!



# 中国投資 ハンドブック

321ページの大ボリュームで世に送る  
知識と実務の必携書

手に取りやすいA5サイズのハンドブック

A5判 / 321ページ / 本文モノクロ印刷

2021年10月14日発行

一般財団法人日中経済協会 編

定価 7,700円 (本体 7,000円 + 税 10%)

会員価格 5,500円 (本体 5,000円 + 税 10%)

ISBN978-4-88880-283-3



9784888803175

一般財団法人 日中経済協会  
JAPAN-CHINA ECONOMIC ASSOCIATION  
定価 880円(本体800円+税10%)

ISBN978-4-88880-317-5  
C-2033 ¥800E



1922033008008